

平成16年2月25日(水)

於：農林水産省三番町分庁舎

食料・農業・農村政策審議会生産分科会

平成15年度第1回畜産物価格等部会速記録

農 林 水 産 省

目 次

1 . 午後 1 時 3 0 分開会	1
1 . 資料の確認	1
1 . 部会長あいさつ	1
1 . 委員紹介	2
1 . 農林水産大臣あいさつ	3
1 . 運営方針の確認	5
1 . 資料説明	6
1 . 意見交換	33
1 . 午後 4 時 2 1 分開会	52

午後 1 時 3 0 分開会

伊地知畜産企画課長 定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産物価格等部会を開催させていただきます。

私、畜産企画課長の伊地知でございます。よろしくお願いいたします。

資料の確認

伊地知畜産企画課長 まず、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

資料に番号を付してございますが、資料 No. 1、議事次第、No. 2、委員名簿、No. 3、食料・農業・農村政策審議会関係法令集、No. 4、畜産物価格等部会の概要について、No. 5、最近の牛乳・乳製品をめぐる情勢について、No. 6 - 1、最近の食肉をめぐる情勢について、No. 6 - 2、輸入停止措置に伴う価格・需給の動向、No. 6 - 3、牛肉に関する最近の情勢について、No. 6 - 4、鶏肉に関する最近の情勢について、No. 7、最近の畜産環境をめぐる情勢について、No. 8、最近の飼料をめぐる情勢について、No. 9 - 1、最近の家畜衛生をめぐる情勢について、No. 9 - 2、米国における B S E 発生について、No. 9 - 3、国内における高病原性鳥インフルエンザの発生について、以上が資料でございます。

もし欠けている資料がございましたら、事務局の方に言っていただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは生源寺部会長、よろしくお願いいたします。

部会長あいさつ

生源寺部会長 当部会の部会長を仰せつかっております生源寺でございます。よろしくお願いいたします。

今回と、恐らく次の 2 回で集中的に審議を行って、畜産物の価格等について御審議いただくわけであります。もちろん、その背景には畜産の振興、あるいは関連産業の発展、ま

た消費者の豊かな食生活の確保といった目的があるわけでございます。

そういったことも念頭に、それぞれお立場に立って、あるいはお立場を越えて、忌憚のない御意見を闘わせていただければ非常にありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

以下、着席して進めさせていただきます。

委 員 紹 介

生源寺部会長 本日は本年度初めての部会でございますので、事務局から改めて委員の皆さんの御紹介をお願いいたします。

伊地知畜産企画課長 委員の皆様方には、昨年度に引き続きまして、本部会の委員として御議論をいただきますが、本年度から黒田委員、川島委員が本部会の委員を辞退され、新たに手塚委員、秋岡委員に御就任いただくことになりましたので、御紹介をいたします。

まず、手塚臨時委員でございます。

それから、秋岡専門委員でございます。

引き続き、御留任いただいた委員の方々を御紹介させていただきます。

まず、増田部会長代理でございます。

次に、臨時委員の皆様方を紹介させていただきます。

足立委員でございます。

石川委員でございます。

今委員でございます。

大野晃委員でございます。

岸委員でございます。

木村委員でございます。

土井委員でございます。

内藤委員でございます。

中村委員でございます。

松木委員でございます。

山口委員でございます。

吉田委員でございます。

吉野委員はおくれて来られるのじゃないかと思います。

続きまして、専門委員の皆様方を紹介させていただきます。

伊藤委員でございます。

江藤委員でございます。

小林委員でございます。

菅野委員でございます。

寺内委員でございます。

福原委員でございます。

矢野委員でございます。

山角委員でございます。

山田委員でございます。

なお、犬伏委員、遠藤委員、大野健三委員、福岡委員、吉濱委員におかれましては、やむを得ない事情で御欠席されるとのことでございます。

なお、大野健三委員、吉濱委員におかれましては、代理の方が出席をされております。

続きまして、農林水産省の主な出席者を紹介いたします。

白須生産局長でございます。

井出畜産部長でございます。

塩田畜産振興課長でございます。

松島牛乳乳製品課長でございます。

佐藤食肉鶏卵課長でございます。

栗本衛生管理課長でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

農林水産大臣あいさつ

生源寺部会長 それではここで、農林水産大臣よりごあいさつをいただきます。

なお、亀井大臣はあいにく御都合により出席できませんので、白須生産局長からごあいさつをお願いいたします。

白須生産局長 生産局長の白須でございます。

委員の先生方には、日ごろから畜産酪農政策の推進に当たりまして、大変に御尽力いた

だいております。この場をおかりしまして、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

ただいまお話のとおり、亀井大臣、国会の都合もございまして出席ができません。私、大臣のあいさつを預かってまいっておりますので、ここで代読をさせていただきたいと思っております。

食料・農業・農村政策審議会生産分科会第1回畜産物価格等部会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

まず初めに、委員の皆様方におかれましては、本日は御多用中のところ、平成16年度畜産物価格等の決定に向けて御参集いただき、厚く御礼を申し上げます。

健康で充実した国民生活の基礎となる食料の安定供給は、国の基本的な責務であり、食料・農業・農村基本法を踏まえ、食料自給率の向上と農業の構造改革を進め、農山漁村の活力を取り戻すことは、非常に重要なことでもあります。

農林水産省といたしましても、このような考え方にに基づき、平成12年に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に沿った農林水産行政を進めているところであります。

このような中で、一昨年の我が国におけるBSEの発生以降、食と農に関するさまざまな問題が顕在化をしております。このため、昨年7月には消費・安全局を設置するなど、食の安全・安心の確保のための取り組みを強化してきたところであります。

しかしながら、昨年末には米国でのBSE発生、本年に入り我が国や中国、タイ等アジア諸国等において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されるなど、食の安全を揺るがす事態が生じております。

引き続き、消費者の皆様にご信頼される食の安全・安心体制の一層の充実に向け、万全を期してまいり所存であります。

一方で、今後のWTOやFTAといった国際交渉においても、厳しい交渉が予想されますが、現実的で柔軟性のある貿易ルールの確立を目指しまして、我が国の主張が反映されるよう、全力を尽くしてまいり所存であります。

このような状況を踏まえ、昨年末より食料・農業・農村基本計画の見直しに着手したところであります。また、これに合わせて、我が国畜産の中・長期的な施策の基本となる酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針、及び家畜改良増殖目標を見直すこととしまして、去る2月2日に食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産企画部会を開催し、

検討を開始したところであります。

本部会は、食料・農業・農村政策審議会生産分科会のもと、畜産物価格等について御審議をいただくものであり、次回には平成 16 年度の畜産物価格等を定めるに当たり、留意すべき事項についてお諮りする予定であります。

委員各位におかれましては、これらの議題について活発な御議論をいただくとともに、今後の我が国畜産のあり方についても忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます、私のあいさつといたします。

平成 16 年 2 月 25 日

農林水産大臣 亀井善之（代読）

よろしく願います。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

なお、白須局長におかれましては、公務多忙のためここで御退席されるということでございますので、御了承いただきたいと思います。

それでは、報道関係の皆さんにつきましては、ここで御退席いただきたいと思いますので、よろしく願います。

運営方針の確認

生源寺部会長 次に、部会の運営についてでございますが、当部会の運営方針につきましては、既に昨年度の第 1 回部会において御了承いただいておりますが、念のため、改めて確認させていただきます。

まず、当部会は御承知のとおり、「畜産の生産振興に関する施策に係るものを調査審議すること」及び「畜産物の価格安定等に関する法律、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法及び肉用子牛生産安定等特別措置法の規定により審議会の権限に属された事項を処理すること」とされており、主に畜産物の価格等に関する施策について御議論していただく部会でございます。

なお、当部会の議決についてでございますが、部会の議事は「委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席した者の過半数」で可決することとされており、当部会の議決は、本審議会、食料・農業・農村政策審議会の議決とみなされることとなっております。

議事の公開については、「議事規則」に沿って会議・議事録は公開とし、特に議事録の公開につきましては、発言者名も付した形での公表といたします。

また、代理の出席については、事前に部会長の許可を得ていただき、また、代理として出席される方は、表決や発言は御遠慮いただいております。欠席される委員の方で御意見がある場合には、代理の方を通じまして書面で部会長にお出しいただき、必要な場合には部会長から御披露するというやり方をとることにしております。

さらに、審議の日程については、本日は畜産物価格等をめぐる一般情勢についての意見交換を行い、次回部会において、平成16年度の畜産物価格等の決定に当たり、留意すべき事項について審議することといたしたいと思っております。

以上でございますが、このほか事務局から何かつけ加えることがあればお願いいたします。

伊地知畜産企画課長 次回の部会につきましては、日程を調整した上で、改めて御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

生源寺部会長 ということでございますが、よろしゅうございましょうか。

資 料 説 明

生源寺部会長 それではこれ以降、事務局の方から、畜産物価格等をめぐる情勢など最近の動きについて説明をいただきまして、その後委員の皆様方から御自由に御意見を述べていただくという形で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本日の会議でございますが、およそ4時ぐらいまでを予定しておりますので、あらかじめ御承知おき願いたいと思っております。

それでは、早速事務局より御説明をお願いいたしますが、最初にも御披露ありましたけれども、かなり資料が多いようでございますので、手短に、要領よく説明していただければと思います。

最初に牛乳乳製品課長から、「最近の牛乳・乳製品をめぐる情勢」についての御説明をお願いいたします。

松島牛乳乳製品課長 牛乳乳製品課長でございます。お手元の資料 No. 5 に基づきまして、最近の牛乳・乳製品をめぐる情勢について御説明いたします。

表紙にございますように、この資料は4部構成になってございまして、まず牛乳・乳製品の需給動向、酪農経営の動向、加工原料乳補給金制度、最後が乳製品の国境措置という構成でございます。

まず1ページは、牛乳・乳製品の需給構造でございます。左にございますように、我が国の牛乳・乳製品、総需要量は生乳換算で1220万t。このうち、国内生産が行われていたのが840万t、輸入が生乳換算で380万tでございます。輸入につきましては、約7割がチーズという形で輸入されております。

その下が、地域別に見ました生産動向でございまして、都府県が460万tの生産ということで、酪農家が約2万戸強おります。北海道が380万tを生産しておりまして、酪農家戸数が9000戸強という状況でございます。

2ページは、生乳の生産量の推移でございます。右の表をごらんいただきますとおわかりになりますように、平成10年度以降、一番上の欄でございますけれども、生乳生産は毎年4年間、連続で減少してきておりますが、14年度は北海道の生産の増もございまして微増という形になっております。

15年度、12月までの段階ではございますけれども、前年と同様、都府県が生産減を北海道がカバーいたしまして、全体としては微増という状況でございます。

3ページは、飲用牛乳等の生産量の推移でございます。右下のグラフをまずごらんいただけますでしょうか。これは、平成7年度を100としましたときの消費指数であらわしているグラフでございます。

ごらんいただきますとわかりますように、発酵乳、乳飲料はそれぞれ右肩上がりの状況でございますのに対しまして、牛乳は横ばいないし微減。一番顕著に出ておりますのが、加工乳が大幅な減少を示しておりまして、平成7年度比でほぼ半減という状況になっております。これが後ほど御説明いたします、脱脂粉乳過剰在庫の大きな要因でございます。

続きまして4ページは、主要乳製品の生産量の動向でございます。まず、バターにつきましては、おおむね生産、消費とも堅調に推移しております。脱脂粉乳につきましては、右の表の下の欄でございますけれども、消費量が毎年減少してきております。15年度の12月末現在で13万tでございますけれども、これは通年で言いますと17万tを若干下回る程度という状況になっております。

これは平成10年度に比べまして、約5万tの消費の減という状況になっているということでございます。その結果、在庫数量も拡大しておりまして、15年12月末段階で21.3%

増の 8 万 5000 t 弱という状況でございます。

その状況をグラフで示しましたのが、次の 5 ページのグラフでございます。右のグラフ、若干小さくて恐縮でございますけども、柱がそれぞれ脱脂粉乳、バター在庫数量を示しております。バターは白抜きの棒グラフでございますけども、おおむね適正な在庫水準という状況でございます。

それに対しまして黒い柱でございますけども、15 年度末で 10 万 t になることが見込まれております。これは約 7 カ月分の消費量ということで、適正在庫の倍という状況でございます。

また、ここに 16 年度の推計値がグラフに入っておりますけども、これは左の説明文でございますように、生産、需要が自然体で推移した場合ということでございますが、16 年度末には 12 万 t に及ぶという状況になってございます。

続きまして、酪農経営の状況でございます。これも小さくて恐縮でございますが、右上の表をごらんいただけますでしょうか。一番上の欄が、乳用牛飼養戸数の推移でございます。これを見ていただきますと、平成 12 年度までは毎年 5 % 強で酪農家の数が減ってきております。その後、減少傾向は若干鈍化しておりましたが、約 4 % 前後の減少で、15 年度は 3.9% の減少という状況でございます。

また、乳用牛の飼養頭数につきましては、平成 5 年以降減少に転じまして、14 年に若干上昇いたしましたけども、また 15 年度は再び減少という状況になっております。

そういった中で、飼養規模の状況を御説明いたしますと、1 戸当たりの飼養頭数、全体で見ますと、上から 3 つ目の欄でございますけども、現在 1 戸当たり 57.7 頭、これは平成元年が 30.4 頭でございますので、平成元年に比べまして倍近い規模拡大が図られている。北海道、都府県ともそれぞれ規模が異なりますが、北海道であれば、現在 1 戸当たり 93.9 頭であるのに対して、元年は 50 頭強であったと。

また、都府県も元年が 23.6 頭であったのに対しまして、現在 40 頭まで規模拡大が図られているということで、下のグラフには 50 頭層以上のシェアをグラフで示されておりますけども、これを見ても、着実に規模拡大が図られているという状況がおわかりいただけるのではないかと考えております。

続きまして、7 ページで経営の状況でございます。右上の表は、14 年度の 1 戸当たり所得は北海道で 1100 万円、都府県で 690 万円という状況になってございます。他の作物と比べて際立って高い水準となっておりますけども、ただ、3 つの目の 1 時間当たり所得を

見ていただきますと、北海道、都府県とも、他の作物に比べて特に高い状況にはないということでございます。

ただ、酪農家全体の所得が高いのは、やはり季節を通じて安定的な生産活動が可能になっているということですか、生乳価格が安定的に推移しているということが、1戸当たり所得の高位安定につながっているのではないかと考えております。

右下の表が、その所得を経営規模別に見た表でございます。先ほど御説明しましたように、例えば北海道の1戸当たりの所得は1113万円でございますけれども、規模別に見ますと50頭から80頭層では1200万円を超え、また80頭層以上になりますと1700万円を超える数字になってございます。規模拡大によって、着実に所得が上がる構造になっていることがおわかりいただけるかと思えます。

続きまして8ページで、担い手の状況でございます。右の四角の図をごらんいただきますと、これが農業産出額に占める主業農家の割合を、網かけの部分であらわしてございます。生乳につきましては下から3段目にございますけれども、96%が主業農家に担われているという構造になってございます。ほかの作物に比べまして、際立って高い数字でございます。酪農が主業農家によって担われているという状況がおわかりいただけるかと思えます。

右下の表は、経営者と後継者の状況を、他作物と比較した表でございます。酪農につきましては、50歳未満の若い経営主が占める割合が他の作物に比べて高くなっておりまして、また同居後継者がいる割合も、他の作物に比べて高いという状況でございます。

続きまして、経営問題が終わりまして制度の関係で、9ページをおあげいただけますでしょうか。右上の図が加工原料乳補給金制度の制度改正をあらわしておりますけれども、御案内のとおり、平成13年度に制度を改正いたしまして、それまでは保証価格と基準取引価格を定めまして、その差額を生産者補給金という形で交付しておりましたが、13年度以降は生産者補給金の網かけの部分のみの単価を定めるという形に改めております。

この単価につきましては、生産費変動率方式という形で、一定のルールに従って算定しております。

右の表が、これまでの補給金単価等の経緯でございますけれども、昨年度はキログラム当たり10円74銭ということで、前年に比べまして26銭の引き下げということで決定いたしました。

また、限度数量につきましては、飲用牛乳ですとか乳製品の需給状況を勘案しまして決

定しておりますが、昨年は 210 万 t ということで、前年に比べまして 10 万 t の削減という形で決定いたしております。

最後に、乳製品に関します国境措置の関係で、10 ページをおあげいただけますでしょうか。乳製品につきましては、UR 合意以前は輸入数量制限によりまして、国内への影響を回避するという形で制度を運用しておりましたけども、UR 合意後は数量制限を関税化したしまして、関税割当制度のもとで運用してございます。

関税割当制度につきましては右の図にございますように、農畜産業振興機構を經由いたしまして輸入しております脱脂粉乳、バター、それから特別な用途別、例えば飼料用とか学校給食用、沖縄用といった用途別の脱脂粉乳、バターは、機構を經由せずに民間ベースで貿易されているということでございます。

そういった乳製品の関税水準につきまして整理しましたのが右下の表でございまして、これは関税化する際に二次税率を、いわゆる関税相当量ということで、内外価格差に基づきまして決定いたしましたけども、それを UR 合意に基づきまして、6 年間で 15% 削減という形で、現在、12 年度の関税水準を維持して輸入が行われている状況でございます。

続きまして、11 ページでございます。先ほど御説明しましたように、農畜産振興機構を經由して輸入している乳製品の輸入状況を整理いたしましたのが右の表でございます。UR 合意上は生乳換算で、年間 13 万 7000 t を輸入することを約束しておりまして、脱脂粉乳で輸入するのか、バターで輸入するのかは、需給状況を見て判断することになっております。

近年は脱脂粉乳が過剰傾向にございますので、すべて機構を經由しました輸入は、バターの輸入で消化しているという状況にございます。

12 ページの右上の表が、先ほど御説明しました関税化の結果としての関税水準を図であらわしたものでございます。右 2 つは、それぞれ農畜産振興機構、民間需要者が割り当てを受けて輸入する場合がございますが、それぞれ比較的低率の一次関税を払えば輸入できる形になっておりますのに対しまして、その枠外につきましては、脱脂粉乳であれば 21.3% プラス 396 円という形で、相当高率の関税が課せられているという状況になってございます。

最後に、そういった制度のもとで具体的にこういったものが輸入されているかということ整理いたしましたのが、右下の表でございます。さまざまな乳製品が輸入されております。脱脂粉乳、バターに限らず、ホエイ、無糖れん乳等々入っておりますけども、ごら

んいただきますように、基本的に関税化品目につきましては二次輸入でございますが、これは二次税率を払って輸入している分でございます。極めて限られた形になってございます。こういったことを通じて、国内の乳製品の需給の安定が図られているということでございます。

この表の一番右の欄に、輸出国上位と3カ国が記されておりますけども、ごらんいただきますように、豪州、ニュージーランドのオセアニア諸国ですとか、EU、アメリカ等からの輸入が極めて多いという状況でございます。

以上でございます。どうもありがとうございました。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

続いて食肉鶏卵課長から、「最近の食肉をめぐる情勢について」、そのほかの御説明をお願いいたします。

佐藤食肉鶏卵課長 食肉鶏卵課長の佐藤でございます。座ったまま説明させていただきたいと思います。

まず、資料6-1の1ページで食肉の需給動向でございます。まず、右側の方に表が入っておるわけでございますが、牛肉の需給についてでございます。平成9年以降の数字が入っておりますが、年々増加してきたわけですが、御案内のように、平成13年度のBSEの発生に伴いまして、消費量が91万tということで、100万tを割ったわけでございます。14年以降、需要がまた回復してきているといった状況になっておりまして、生産や何かもそのようなことになっていたわけでございますが、御案内のように、去年の12月24日にアメリカでのBSEの発生ということで、需給状況につきましては相当変化が出てきておるといった状況になっておるところでございます。

この変化の状況というのが、恐縮でございますが、資料6-2をおあけいただきたいと思っております。ここに価格の動向、需給の動向といったことで書かさせていただいておりますが、まず价格的なものからごらんいただきたいんですが、2ページをおあけいただきたいと思っております。輸入牛肉の国内卸売価格でありますとか、国産の牛の枝肉卸売価格といったものの推移が2ページに掲げられているところでございます。

ちょっと小さい字で恐縮でございますが、一番上の輸入牛肉でございますが、結局、牛肉につきましては豪州のものが主体となってきたわけでございますが、これがBSEの発生によりまして、一時キログラム1053円ということで、6割程度上がったわけでございます。その後、最近時点でおきますと716円ということで、9%弱の値上げ率になっており

まして、相当高騰したわけですが、ここしばらくしてから落ちつきを見せ始めているといった状況になっているところでございます。

それと、今度は下の真ん中でございますが、国産牛肉の卸売価格をごらんいただきたいと思えます。牛肉価格につきましては、BSEの発生以前から年末需要でございますので、例年上昇傾向で移っていくわけですが、昨年12月24日を境にしまして、一たん上がったわけですが、その後下がってきておりますが、また復調しまして、堅調に推移しているといった状況になっているところでございます。

ここで和牛、交雑種、乳用種とございますが、和牛というのはいわゆる黒毛和牛でございます。交雑種というのは、雌のホルスタイン種に、乳牛に黒牛の種をつけたものの子供を交雑種、F1と呼んでいるわけですが、これがこういう値段になっております。

それと乳用種というのはいわゆる乳雄でございます。乳の生産ができない乳雄については肉にすることになるわけですが、これが价格的に輸入牛肉と競合するわけですが、ごらんいただきますように、BSE発生以前に比べまして、相当顕著な値動きで動いておるといった状況になっておるところでございます。

一番下が牛肉の小売価格でございます。BSEの発生以降、徐々にではありますが小売価格も上昇しておるといことで、下にございます輸入牛肉につきましては、発生以前に比べて1割程度上がっておるといった状況になっているところでございます。

私どもといたしまして、こうしたアメリカ産の牛肉の輸入ストップに伴いまして、国内価格への影響、消費者価格への影響ということで、価格について農政事務所を通じまして、小売店舗への巡回調査といったことで、小売価格におきまして便乗値上げがないよう、指導強化に努めているところでございます。

それとともに、恐縮でございますが1ページをおあけいただきたいんですが、3番の供給の見込みでございます。輸入につきましては、50万t程度輸入しておるわけですが、そのうちアメリカから24万t、豪州から26万tを輸入しておるわけですが、この大宗を占めるアメリカ産がストップをしたことを踏まえまして、ここにございますように、1月7日に豪州、ニュージーランドに担当官を派遣いたしまして、供給の可能性について調査を実施したところでございます。

傍線が引いているとおりでございますが、いわゆる豪州からアメリカに向けられているもの、あるいは豪州国内で供給されている牛肉の一部には、アメリカ産と代替できる高品質な部分肉があることが判明いたしまして、こうした情報を関係者に提供をしたところで

ございます。

(2)で、その結果と申しますか、前年度の豪州からの2月、3月の月平均輸入量が大体2万3000t程度でございますが、恐らく2万7000tから3万4000t程度と相当上回る輸入量になるだろうと考えているところでございます。

また、国内の供給につきましては、大体例年2.6万tから2.7万tの生産量になっておりますが、ほぼ同じような水準で推移するだろうと見越しておるところでございます。

続きまして、3ページをおあげいただきたいと思います。鶏肉につきましても御案内のように、1月上旬に発生しました鳥インフルエンザ、それとタイあるいは中国からのインフルエンザの発生に伴います輸入の停止といったことで、鶏肉市場につきましても相当予断を許さないというような状況になったところでございます。

3ページに、価格、需給の動向を書かさせていただいているわけでございますが、4ページをごらんいただきたいと思います。輸入鶏肉、国産鶏肉、それと小売価格の推移でございます。一番上が輸入鶏肉の推移でございますが、ごらんいただきますように、タイ、中国、米国産といった一連の輸入禁止措置を講じた結果、高いものになりますと一番上にございますように、ブラジルあるいはタイ産のものにつきまして、4割以上のアップになったわけでございます。

ただ、最近になりますと、ちょっとこのグラフではわかりづらいわけでございますが、高どまりといったような状況になっておりまして、恐らく今後、この輸入鶏肉の卸売価格については、高どまりやや軟調の兆しが出てくるのではなかろうかと見ているところでございます。

それに対しまして真ん中でございますが、国産の鶏肉につきましては、ここにございますように、もも肉につきましては輸入の卸売価格が上がったわけでございますが、大体この時期、需要が減退するということもありまして、引き合いがなくなりまして価格は低下しておるといった状況でございます。

最後でございますが、鶏肉の小売価格についてもほとんど横ばい、むしろ下がっておるといったところもあるようでございます。鶏肉につきましては、輸入鶏肉が上がってはいますものの、小売については影響が余り出ていないといった状況になっております。

最後に5ページ、6ページをおあげいただきたいと思います。豚肉の価格動向でございます。牛肉あるいは鶏肉につきましては、BSEあるいは鳥インフルエンザの発生ということで、5ページにございますように、輸入豚肉につきましては、いわゆる牛肉等の代替需

要の発生ということから、停止前に比べまして5%から7%、輸入豚肉は上昇しておるところでございます。

同じように、(2)にございます国産豚肉につきましても米国産牛肉の輸入停止後、一時価格が上昇しましたが、年明け以降低下傾向で推移しまして、1月下旬以降は出荷頭数の減少、あるいは牛肉との代替需要という要因から上昇しておりまして、2月に入りまして500円台で推移しておる状況になっております。

小売価格につきましては、ここにございましたように2%上昇となっております、6ページにそうしたグラフが書かれております。牛肉あるいは鶏肉につきましては、疾病の影響が若干いろいろなもので見られますが、豚肉については代替需要等の発生に伴いまして、価格が卸売価格、あるいは輸入価格については堅調。小売価格については、若干の上昇が見られるといった需給状況になっているところでございます、これら全体の食肉の価格動向について、今後とも十分注視をしていきたいと考えているところでございます。

資料があっちこっちいって恐縮でございますが、資料6-1の4ページで、子牛価格の動向でございます。子牛価格につきましては価格保証をしております関係から、いろいろとまた価格につきましてお諮りしたいと考えているところでございます。

4ページの右側をごらんいただきたいんですが、子牛につきまして黒毛和種、褐毛、その他肉専用種のグラフが出ております。ここで解説させていただきますが、黒毛和種をごらんいただきたいんですが、保証基準価格、それと合理化目標価格がここにございます。御案内のように保証基準価格というのは、一言で申し上げますれば、子牛を生産するために必要な再生産を確保するための価格ということでございます。その下にございます合理化目標価格につきましては、輸入牛肉に対抗するための、形成されるべき子牛価格でございます。

再生産の確保、輸入牛肉へ対抗するため、子牛価格が保証基準以下になった場合には、その不足分について国が補てんする仕組みになっているわけでございますが、黒毛和種あるいは褐毛につきましては、ここ数年発動がされておられません。その他の肉専用種ということで、岩手県やなんかで生産されております短角でありますとか、無角といった肉専用種につきまして、15年度若干、保証基準とのすき間がございまして発動したという状況になっております。

5ページをおあげいただきたいんですが、子牛につきましてはまた後で申し上げます。

先ほど申し上げましたが、乳用種の乳雄につきまして、子牛が肉牛に回されるわけで

ざいますが、この乳用種につきましてはここにございますように、いわゆる再生産を確保することのできないような価格となっておりまして、ずうっと補給金が出ておるといった状況になっております。15年度の見込みでいきますと、合理化目標価格も下回っております関係上、約 250 億円に届くような補給金の出方になっておるところでございます。

それと、5 ページの最後でございます交雑種でございますが、これは黒牛と乳牛をかけたものでございますが、これについても順調に推移しているといった状況になっております。

9 ページをごらんいただきたいんですが、先ほど申し上げました子牛生産部門の収益性でございます。黒毛和種につきましては、右側の方のグラフにございますように、細い線が子牛価格の推移でございますが、黒いところが保証基準価格やなんかを下回っておりますものですから、ここを補給金で埋めまして、手取りが確保されているという表になっているわけでございます。

乳用種のところをごらんいただきますとわかりますように、ずうっと補給金が出ておることと、ここで解説させていただきたいんですが、子牛価格という細い、黒い線と、ヌレ子価格という点線がございます。子牛価格がいわゆる製品でございますが、原料となりますヌレ子ということで、生後 1 週間程度の乳雄のことをヌレ子と呼んでおります。これを 6 カ月飼って子牛にするわけですが、この子牛で売ったときの値段と、原料たるヌレ子の価格の推移を示したものでございます。

本来でありますと、点線が細い線の下に来るのが通常でございますが、見ていただければ御案内のように、真ん中辺の 13 年度から 14 年度の間にかけては、点線が黒線を上回っておるといことで、原料価格の方が高く、製品価格の方が安く売られているといった事象が起こっているところがございますが、こういう点については、また種々御議論いただければと考えているところでございます。

養豚経営につきましては 10 ページをごらんいただきたいんですが、卸売価格やなにかが堅調に推移しておるといこと、あるいは配合飼料価格やなにかの推移といった点から、経営の収益性は改善されているといったようなものが、一番下の表に出ているところがございます。

11 ページ以降は、先ほど申し上げました価格制度、あるいは国境措置についての概要でございますが、時間の都合上、説明を省略させていただきたいと思っております。

簡単でございますが、以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

引き続きまして畜産環境対策室長から、「最近の畜産環境をめぐる情勢について」の御説明をお願いいたします。

大野畜産環境対策室長 畜産環境対策室長の犬野でございます。恐縮ですが、座らせていただいて説明させていただきます。

お手元の資料7をもとに、「最近の畜産環境をめぐる情勢」につきまして、御説明させていただきます。

まず1ページでございますが、左の方にございますように、我が国におきまして1年間に発生します家畜排せつ物の量は、1頭当たりの排せつ物の排出量、それから我が国におきます家畜・家禽の飼養頭羽数から推計いたしまして、平成14年度時点で約9000万tでございます。

この畜種別の内訳につきましては右下の方に、例えば乳用牛2860万tと掲げさせていただいているところです。

(2)にございますように、9000万tの行き先でございますけれども、平成11年に調査したところによりますと、8割強の83%でございますが、7500万tにつきましては土づくりのための資材といったことで、草地であるとか農地に還元されておきまして、右の方に図が書いておりますが、600万tにつきましては浄化処理の後に放流でございますとか、あるいは炭化、燃焼といった高度処理に仕向けられております。

問題は残りの900万t、約1割でございますが、これらについては野積み・素掘りといった不適切な処理がなされていたということでございます。

(3)にございますように、こういった野積みでございますとか素掘りといった不適切な処理につきましては、悪臭はもとより、河川に流れていく、あるいは地下水に浸透していくといったようなことを通じまして、水域の富栄養化でございますとか、硝酸性窒素の問題、あるいはクリプトスポリジウムの問題といった、水質汚染の原因となることが指摘されまして、このために(4)にございますように、平成11年7月に家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、長いので家畜排せつ物法と通常呼んでおりますが、これが制定されまして、平成11年11月1日から施行されたところでございます。

2ページでございますが、この家畜排せつ物法の概要でございます。右の方に家畜排せつ物法の基本的な枠組みを示させていただいておりますが、まず第一に、処理・保管の管理基準を定めておきまして、これに基づきまして、家畜排せつ物を適正に処理・保管して

いただくというふうになっております。

これに違反した場合の行政指導でございますとか、罰則の規定が設けられているというのが1つでございます。

もう1つは、家畜排せつ物を資源としてとらえて、堆肥化といった形で高度の処理をして、その利用を促進していくという趣旨の組み立ての法律になっております。

(2)にございますように、平成11年11月1日にこの法律が施行されたわけですが、先ほど900万t、約1割が不適切な管理をされていると申し上げましたが、これを是正するための猶予期間が設けられておりました、平成11年11月1日から5年間の猶予期間が設定されておりますが、これがいよいよ本年10月31日に切れるということで、11月1日から、この法律の管理基準が全体に適用されるというふうになっております。

なお、(3)にございますように、この法律は一定規模以上の農家に対して適用されるということでございまして、右のフローの左下の方に書いてありますが、管理基準の適用対象外ということで、牛または馬の大動物につきましては、10頭未満はこの法律の管理基準の対象にならない。豚については100頭未満、鶏については2000羽未満といった小規模のところにつきましては、そもそも発生量が少ないということと、自己所有地で十分に還元がなされるであろうということで、適用対象外にされているところでございます。

(4)にございますが、この家畜排せつ物法に基づきまして適正に管理する、あるいは処理する、そして利用を促進していくということは、目下の最大の課題でございますけれども、農畜産業の健全な発展でございますとか、大気、水環境の保全、循環型社会の構築といった、重要な政策課題に大きく貢献するというふうに考えております。

右の方に写真を載せさせていただいておりますが、こういった野積み・素掘り等の不適切な管理につきまして、適切な管理ということで、具体的には、ふんについては堆肥舎で管理する。尿については汚水処理施設で処理する。法の求めているところは、流れ出さなければいいということでございまして、上の方の堆肥舎でございますとか汚水処理施設は、必ずしもこういう立派なものをつくらなくても、一番下にございますように、防水シートを用いて、こういった簡易対応で法の管理基準をクリアすることも可能というふうになってございます。

3ページでございますが、家畜排せつ物をめぐる状況はこういうことでしたが、昨年御出席の委員の方には御記憶も新しいことと思っておりますけれども、昨年2月、3月、畜産物価格の議論をさせていただく中で、この部会でもそうでございますが、相当家畜排せ

つ物の問題、いろいろ御意見ちょうだいしまして、特に右に施設整備の当初計画を載せさせていただきますいておりますが、平成 11 年に法施行された後に直ちにつくりました計画によりますと、施設整備を行う農家が 2 万 9100 戸、防水シートによる簡易対応を行う農家が 1 万 500 戸ございましたが、昨年 3 月末の時点で 2 万 9100 戸を予定している施設整備の中で、約 3 年半弱を経過して、約半数しか施設整備がなされないであろうという見込みであったものですから、余すところ 1 年半強という中で、ここで一度拍車を入れる必要があるという御意見をたくさんちょうだいいたしまして、このため(2)にございますが、昨年 3 月 28 日、農林水産省と J A 全中・全農との共同によりまして、畜産環境整備促進特別プロジェクトをスタートさせていただきました。

(3)にございますように、このプロジェクトにおきましては、その時点におきます法適用対象農家すべての全国検査、「総点検」と称しておりますが、この総点検を実施させていただきました。

右の方に図を書かせていただいておりますが、昨年 14 万 6000 戸の畜産農家のうち、法適用対象外の農家が 8 万戸ございました。残る 6 万 6000 戸の法適用対象農家について総点検を実施しました結果、既に平成 11 年に法が施行された以前から環境問題、施設整備に対応しておられた農家が 2 万 6000 戸ございました。

右の真ん中の方にございますが、法が施行された後に施設整備をされた農家が 1 万 6000 戸ございまして、昨年度末の時点で、全く対応していないという農家が 2 万 4000 戸あったということが、昨年行いました総点検の結果によって判明いたしました。

4 ページで、先ほどの 2 万 4000 戸の未対応の農家があることが判明した。これに基づきまして、今後 15 年度、16 年度の 2 カ年にわたって、この対応をそれぞれ決定させていただきました。施設整備計画を各都道府県において策定していただいたところです。

それを集約いたしましたのが右上の表でございます。ちょっと見づらくて恐縮でございますが、今後の計画といたしまして、1 万 3600 戸は 15 年度、16 年度において施設整備をするという計画を立てております。残る 9700 戸については、先ほど写真を見ていただきました、防水シートを利用した簡易対応で対応するという計画になっております。

年度別の内訳でございますが、施設整備の 1 万 3600 戸につきまして、15 年度で 5800 戸、16 年度で 7800 戸の施設整備を行う計画になっております。簡易対応につきまして、9700 戸は 15 年度に 1800 戸、16 年度の最終年度におきまして 7900 戸となっております。

なお、この 7900 戸の中には、とりあえず簡易対応で対応するけれども、長期的に営農を

継続していくということから、将来的には恒久的な施設整備をしたいという 3000 戸が含まれております。

畜種別に見た施設整備の実績と今後の計画は右下の表のとおりでございますが、全体 51%の進捗状況の中で、乳用牛、肉用牛、豚について、それぞれ 50、52、53%と、この 3 つについてはほとんど変わらない。採卵鶏について 67%ということで、こちらの畜種で相当施設整備の対応が進んでいる状況でございます。

それから（ 6 ）でございますけれども、簡易対応、来年度、もう間近でございますが、16 年度において一挙に進むと考えられますので、ここに書いてございますように、昨年 11 月に『シート等を利用した簡易ふん尿処理施設の事例集』を作成いたしまして、優良事例でございますとか、そのつくり方、あるいは利用可能な防水シートの種類を紹介するパンフレットを 2 万部つくらせていただきまして、関係方面に配らせていただいているところでございます。

5 ページでございますが、家畜排せつ物処理施設の整備につきましては、家畜排せつ物法をクリアする、あるいは法律がなくても安定的に畜産経営をやっていくためには、当然周囲の理解が必要なわけございまして、当然取り組まなくちゃいけない課題ですが、反面、これをやったといっても、生産性の向上に直接つながらないということで、非常に農家の方々の方に御負担がかかるということでございますので、国といたしましても補助、リース、融資、税制、さまざまな支援策を講じさせていただいているところでございます。

右に、共同で設置する場合、個人が設置する場合と分けて書かせていただいております。共同で設置する場合の補助事業につきましては、これは 16 年度、要求段階の数字で挙げさせていただいておりますが、生産局の事業でございます家畜排せつ物処理施設整備専用の事業といたしますか、それに重点を置いた事業といたしまして、バイオマス利活用フロンティア整備事業のうち、家畜排せつ物活用施設整備事業 47 億円ということで、非常に財政状況が厳しいところでございますが、重要課題でございますので、16 年度は昨年の 40 億から 47 億といった形で増額の要求をさせていただいているところでございますし、資源リサイクル畜産環境整備事業、公共の部門におきましても、昨年度 72 億でやったものを 79 億に増額させていただいております。

また、他局におきましても、バイオマス利活用フロンティア整備事業のうち、地域バイオマス利活用施設整備事業、これはメタン発酵施設とか先進的な技術に利用するものでございますが、そういったものを初めといたしまして、家畜排せつ物処理施設整備に活用可

能な事業ということで、2232 億要求させていただいているところでございます。

それからここにありますように、融資。

それから税制でございますが、共同で利用する場合、個人で利用する場合両方に利用できるわけですが、国税、地方税それぞれにつきまして、昨年末の税制改正大綱の中で、それぞれ今年 10 月末、あるいは今年度末という優遇措置の適用期限でございましたが、これは 18 年 3 月 31 日まで延長させていただいているところでございます。

また、個人が設置する場合、メインはリース事業でございますが、生産局の 2 分の 1 補助付きリース事業については、価格と合わせて決定してまいることになりましたが、15 年度 210 億円。

それから経営局の方で、経営構造改革緊急加速リース支援事業ということで、畜舎と家畜排せつ物処理施設を一体的にリースできる事業として 69 億円という、新たな事業も創設しているところでございます。

融資、税制については共同の場合と、ほぼ同様でございます。

以上、雑駁な説明で恐縮でございますが、現状を御説明させていただきました。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

引き続きまして畜産振興課長から、「最近の飼料をめぐる情勢について」の御説明をお願いいたします。

塩田畜産振興課長 振興課長の塩田でございます。よろしく申し上げます。

お手元の資料 8 をよろしく願いいたします。1 ページを見ていただければ、家畜に給与する飼料は、粗飼料と濃厚飼料の全体で 2500 万 t。そのうち粗飼料が 20%、濃厚飼料が約 80%で、ここで言う 2500 万 t に対して 550 万 t、あるいは 1998 万 t という数字がございます。

左の方にありますように、粗飼料の自給率は大体 77%、濃厚飼料の自給率は 10%をちょっと切っているというのが今の状況でございます。

続きまして、2 ページを見ていただけますでしょうか。粗飼料、飼料作物の我が国の中での生産でございまして、面積と収量でございます。まず面積の方でございますけども、右の方にありますように、ちょっと がついておりますが、15 年度、全国的には約 93 万 ha ということで、若干微減になっております。北海道に比べて、都府県の方が少しその下がり大きい状況でございます。

右の方の 2 つ目の面積の中で、作付ということでは牧草、トウモロコシ、ソルガム。一

番大きいのは牧草でございますが、牧草も減っております。次のトウモロコシ、ソルガムについても減っているという状況でございます。

その下に大家畜の飼養戸数は、上の飼料作物の面積等に比べて大幅に減っております。ということで、左側のウにございますけども、こうした大家畜の飼養戸数の減りというのが、かなり飼料作物作付の減少の一因になっているかなと思います。

エにございますように、そう言いながらそうした戸数の減少の中で、飼料作物の作付面積の確保ということで、一方では努力しているということが見られるかと思っております。

続きまして、3ページは収量でございます。収量につきましても、昨年、御存じのように天候不順。特に東北以北は天候不順がございました。そういうことで、収量についても右の方に がついております。収量的にも若干下がっております。

特に、次の収量のところで右の真ん中の表にありますように、同じように牧草、トウモロコシ、ソルガム、それぞれ下がる状況でございます。

こうした中で、単位当たりも下がっておりますが、収穫量も一番下にありますように、全体で少なくなっております。天候不順もありますが、左の方のイにちょっと書かせていただいています。牧草、青刈りトウモロコシ等とありますが、特に青刈りトウモロコシは作付の割合が減っているんですけども、これはかなり栽培とか収穫に労力がかかるということで、最近トウモロコシの作付が若干減っているというのが、影響されているんじゃないかと思います。

左の方に、それを面積、そして収量ということでトータルの収穫量は、近年横ばい現象でございますけども、15年につきましてもやはり全体の収穫量が下がり、約 352 万 t という形になっております。

4ページ、飼料作とあわせて、稲わら、また稲発酵粗飼料ということで、少し整理しております。稲わらの利用につきましては、これも右の表を見ていただければと思うんですが、国産の稲わら、生産全体 900 万 t 強でございますが、うち 100 万 t 余りが飼料用でございます。全体の中では 12%です。それと、輸入の稲わらが 12 万 t あるということですので、108 万 t と 12 万 t ということでございます。

いずれにしても、左の方の文章にありますように、飼料自給率の向上、あるいは以前発生しました口蹄疫の問題等の中で、やはり輸入稲わらから国産稲わらへの転換の一言で、今、国産稲わらをつくっていく、転換していくという形で進めております。そのために収穫、あるいは収集の作業等に対して助成、支援をさせていただいております。

左側の 稲発酵粗飼料、WCS、ホールクロップサイレージと言われておりますが、これにつきましても 12 年からの対策全体の中で取り組んでいこうということで、水田に稲ということで、それを飼料用としてつくっていこうということです。

右の方の表、12 年を記して、ちょうど真ん中の表でございますが、現在約 5000ha 弱まで伸びております。いろんな意味での取り組みを進めていただいております、今かなり伸びている。これが概要でございます。

それで 5 ページに、こうした全体の飼料の生産状況を踏まえまして、国内における飼料の自給率。自給率は右の表の方がわかりやすいかと思いますが、大体横ばいですと来ております。しかしながら、そういう中におきまして、特に酪農と肉用牛は、特に飼料の自給が重要かと思っております。酪農では、北海道で約 54%、あるいは都府県で 17%、肉用牛の繁殖が 59% 等です。

こうした大家畜経営に粗飼料給与が重要かと思っております、右下の表にもありますように、大家畜経営での粗飼料の給与率を示させていただいております、酪農全体では約 50% 弱、繁殖では 67% という数字でございます。

こうした自給飼料の生産コストということで、6 ページに整理させていただきます。当然ながら、みずからの労力をもって種をまいてやるという粗飼料と輸入飼料の比較がよく出ております。確かに、コスト面では有利と思っております。ただ畜産経営全体の中では、左の文章の一番最後にありますが、畜産経営においては注文したらすぐ来るという利便性、あるいは労力面での負担ということから、輸入粗飼料に頼る傾向が出ております。

ちょっと急ぎますが、続きまして 7 ページ以降は、配合飼料につきましてちょっと整理しております。右の方の表の中で配合飼料全体の 14 年、15 年のあたりで見いただければと思うんですが、採卵鶏、またブロイラー、そして養豚、肉牛の肥育というところももちろん多くございます。全体で、今年は少し増加ぎみですが、2400 万 t 強という感じです。

こうした配合飼料はかなりが輸入ということで来ておりますので、8 ページ以降はその辺の動きを整理しております。配合飼料の価格は、当然ながら原産地における価格にフレートというのが乗り、また、それに為替のレートが影響がしております。それぞれにつきまして若干整理しております。

8 ページは、そうした中での配合飼料価格、右の方にございますが、平成 8、9 年の上がり、そしてまた最近 15 年度に入りまして上昇傾向でございます。こうした配合飼料の価格の上昇等に対して支援をするというのが、右下の方に配合飼料価格安定制度ということ

で御紹介しております。

こうした配合飼料は原産地の価格ということもありますが、世界における生産、輸出入関係が価格に影響しますので、9ページ以降、それらを若干整理しております。

9ページには、飼料作物で、アメリカのUSDAの資料等々で整理しております。アメリカは昨年減少しましたが、本年は増加し、世界のトウモロコシ、こうりゃん、大麦、えん麦、ライ麦、粟、雑穀といった粗粒穀物の生産量につきましては、約9億tぐらいございます。

ただ、これは期末の在庫率というところで数字が右の方で19.4%、16.1%、10.7%ということで、世界全体の在庫が下がってきているということが、価格に影響している一因かと思っております。

10ページ、日本の配合飼料の中でも一番大きなウエートでありますトウモロコシ。御存じのとおり、日本はアメリカからの輸入が非常に多うございます。世界の趨勢もアメリカの状況も同じでございますけども、アメリカ全体では収穫面積、収量等につきまして、伸びております。

しかし、先ほどの世界の需給で、10ページの左側の一番下のウにありますが、期末在庫量がやはり減少しております。期末在庫率が8.7%と、世界の趨勢もアメリカの趨勢もこういう状況でございます。

11ページ以降を見ていただけますでしょうか。我が国が輸入する配合飼料価格等を決めるのが、原産地価格、為替、フレートでございますが、こうしたことを背景に、11ページは価格です。代表されるシカゴ相場と言われるものが、最近非常に上がり始めているということでございます。

図の中では2ドル67セントとなっておりますが、最近では2ドル84セント、あるいはそれ以上ということで、まだ上昇傾向でございます。

12ページは原産地の価格に、円高であるということ言えば、我が国に入る値段は安くなる、原料価格引き下げの唯一の要因と言っていいかと思いますが、こうした状況でございます。

13ページ、海上の運賃も影響します。飼料穀物の場合、原材料価格に海上の運賃（フレート）で、パナマックス等々大きな数万tの船で来るんですけども、この運賃が世界的に非常に上がっております。

これはいろいろな分析があるかと思いますが、左にございますように、中国の鋼材需要

の増加、あるいは大型船そのものが非常に需給ではタイトになっているということで、平成元年以降を見ても、最近のこの価格は異常というか、3倍強になっているという状況です。

こうした我が国の輸入依存という形でございますが、14ページ、15ページはそのことにつきまして触れております。飼料穀物の輸入でございますが、輸入量そのものについては減少傾向で推移しております。その中では、トウモロコシが非常に大きいかと思いますが、アメリカから全体の93%、右の表の中で飼料穀物全体の数量が下がっております。その中でアメリカが83%、以下中国、オーストラリアの数字を載せていただいております。

こうした中で最後の15ページ、先ほど申し上げましたように利便性とか労力が非常にかからないということで、配合飼料以外に粗飼料の輸入も増えております。

ただ、ここのところ、輸入稲わらでニカメイガ等が発見されたため輸入の停止等々がございましたので、稲わらにつきましては14年はぐっと下がっております。かわりとは言わないんですが、グラス・ストローというんですか、乾草が非常に伸びております。

価格等につきましても若干変動がございまして上がりつつありますが、先ほど申し上げましたように、国内で粗飼料については、利便性等により輸入乾草がこういう形で伸びておるといってございます。

以上、飼料をめぐる情勢について御説明させていただきました。ありがとうございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは、資料の説明の最後になろうかと思いますが、衛生管理課長から、「最近の家畜衛生をめぐる情勢について」、そのほかの御説明をお願いいたします。

栗本衛生管理課長 衛生管理課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料9-1をごらんいただきたいと思います。1ページでございますが、まず国内防疫対策です。家畜伝染病予防法という法律がございます。この法律は、家畜の伝染性疾病、寄生虫によるものなども含みますけれども、いわゆるうつる病気についての発生を予防して、また蔓延を防止することによって、畜産の振興を図ることを目的としております。

この法律に基づきまして、国内における家畜の伝染性疾病、現在法律で定められている一番重篤なものが法定伝染病として26ございます。それから、届け出伝染病とされているものは71。この97種類の病気を監視伝染病と呼んでおりまして、この監視をしております。

そのほかに、獣医師が今まで見たことがないような病気を見つけたときには、届け出を

することになっております。これは新しい疾病の届け出というものでございます。

こういった病気の発生を予防するため、あるいは蔓延を防止するために、飼い主や獣医師による届け出、あるいは殺処分などについて規定をしております。

それから、海外から病気が入ってくるのを防止するために、輸出入検疫なども行われておりまして、その実施体制が右側に書いてございますような仕組みでございます。

右の方をごらんいただきますと、農林水産省の衛生管理課と都道府県の畜産主務課が連携し、そして家畜保健衛生所が第一線で、畜産農家の発生予防、蔓延防止に当たっていただいているという形になっております。

家畜保健衛生所は下の表にございますように、全国に 179 カ所ございまして、そこで 2425 人、2000 人強の獣医師が家畜防疫に携わっております。

次のページは、伝染病の発生状況でございます。右の表で、一番上でございますが、口蹄疫は平成 12 年に 92 年ぶりに発生をいたしました。約 6 カ月で清浄化に成功しておりまして、その後発生はございません。

それから、豚コレラが下から 3 つ目にございます。この病気は、かつてかなり猛威を振るってございましたけれども、ワクチンでコントロールをしながら、現在は清浄化をしているということで、ワクチンを使わない防疫に移行するというので、ワクチン接種の全面中止に向かっております。

それから、その下のニューカッスル病でございますが、この鶏の病気は現在ワクチンでコントロールをしているという病気です。

一番下にございます高病原性鳥インフルエンザでございますが、この表では発生は 0 になっておりますが、後ほど御説明をさせていただきたいと思っております。

次のページをごらんいただきたいと思っております。保健衛生関係ですけれども、消費者の方々へ安全・安心な畜産物を供給するためということで、家畜を飼養している段階へも HACCP の考え方を取り入れることを進めております。昨年 9 月にガイドラインをつくりまして、これを現在普及・定着させていただくということで進めているところでございます。

それから、動物由来感染症につきましても関心が高まっております。病原体の保有状況、人への影響等につきましても、厚生労働省の結核感染症課と情報交換を図りながら対応しているところでございます。

次のページをごらんいただきたいと思っております。BSE 対策の推進状況でございますが、右の方に平成 13 年 9 月に初めて発生が確認されましてからの、これまでの患畜を順に記載

してございます。

10 番目、この間の日曜日の 2 月 22 日に 10 頭目が確認されております。これは平成 8 年 3 月生まれの 93 カ月齢の牛でございます、現在詳細について調査中でございます。

8 例目と 9 例目をごらんいただきたいんですけども、8 例目は 23 カ月齢。そのほかのもの若干プリオンのタイプが違うということで、非定型というものでございます。

それから 9 例目につきましては 21 カ月齢。これはほかのものと同じ、異常プリオンのタイプは定型タイプですけれども、若いということでかなり報道された事例でございますが、そのほかのものは 10 例目も含めまして、平成 7 年 12 月から平成 8 年 3 月、4 月が多くなっております。

この時期が、今回 10 例目につきましても同じような時期であったということで、原因究明についてもいろいろ言われておりますけれども、現在原因究明につきましては、左のに記載してございますが、7 例までの発生事例につきまして、昨年 9 月に専門家の先生から報告書をまとめていただいております。この結果も踏まえまして、10 例目につきましても感染源の究明を進めていくこととしております。

左の方をごらんいただきまして、とでございます。これは皆様御承知のとおりと思っておりますけれども、平成 13 年 10 月 18 日から屠畜場での B S E 検査、それから特定危険部位の除去が行われております。

それからでございますが、死亡牛の検査につきましても、24 カ月齢以上の死亡牛につきましては届け出を義務づけるとともに、B S E の検査を実施することになっておりまして、原則として 15 年 4 月からの実施でございますが、一番下のところでございます、1 月 26 日現在で 41 都道府県で実施されております。

24 カ月齢以上の死亡牛の全体の半分以上が現在のところ検査されておまして、4 月からは完全実施ができる見込みでございます。

アメリカにおける B S E について、ちょっと資料が分かれていて恐縮でございますが、資料 9 - 2 をごらんいただきたいと思います。昨年 12 月に B S E の感染牛、アメリカにおいて確認をされております。1 の (1) のあたりに書いてございますけれども、カナダのアルバータ州で 1997 年に生まれた牛が、2000 年 9 月にカナダからアメリカに導入されたということで、(2) の、これは日本で第 1 例目が見つかりましたのと同じような形で、B S E サーベイランスの対象に供されて見つかったものでございます。現地では 12 月 23 日に発表されております。

2にございます同居牛ですとか、日本で言う擬似患畜の行方が調査されましたけれども、わからないところがまだ残っております。先日、この調査につきましては打ち切りをする、中止するということが報道されております。

次のページでございますけれども、アメリカでの追加的なBSE対策でございますが、昨年12月30日に発表されております。日本が行っている措置と比べまして、まだ十分とは言えないということで、(2)にあります国際的な専門家の発表におきましても、その下に括弧で囲ってございますけれども、「BSEの対策は、飼料規制、サーベイランス、BSE診断方法、特定危険部位の除去、法規制の実効性などの面で不十分である」ということが言われております。そして、食用の牛のBSE全頭検査につきましては、必要ないという報告結果になっております。

日本からも調査団を派遣してございまして、その報告につきましては、この資料の6ページ以降に別添として添付させていただいております。結論のところだけごらんいただきますと、8ページの5にこの調査のまとめが示してございます。(1)ですが、「BSE感染牛のカナダでの同居牛が米国に輸出されており、また当該牛にカナダで給与された肉骨粉が米国へも輸出されていた可能性がある。

そして、米国とカナダでは、飼料を含むいろいろなものが相互に流通してきているということで、米国とカナダでの関連産業は強く統合されているということです。

それから、米国での肉骨粉等の牛への給与禁止措置の実効性については、どうしても交差汚染等の可能性が否定できないということで、アメリカとカナダでBSEに関する汚染状況に大きな違いがあるとみなすことは困難ということで、今後アメリカでもさらにBSEが発生しないという保証はないというまとめになっております。

もう一度2ページに戻っていただきまして、日本側の対応状況でございますが、昨年12月24日にわかった時点で、すぐに厚生労働省は食品衛生法に基づいて牛肉加工品の輸入をとめております。

同じ日に、農林水産省は家畜伝染病予防法によりまして、生きた牛、牛肉等の輸入をとめております。その措置を継続しているわけでございますが、3ページ、4ページに、その後、米国と日本の農林水産省だけではなくて、厚生労働省、食品安全委員会等と一緒に何度かやりとりをしておりますが、現在のところ4ページの最後のところを書いてございますけれども、亀井農林水産大臣から述べているという中身に書いてございますように、消費者の安全・安心の確保を第一に考える必要があるということで、日本向けに輸出され

る牛肉につきましてはBSEの検査、特定危険部位の除去が基本であると日本としては考えているということで、現在米国側からの提案を待っているという状況でございます。

諸外国につきましても、ここに示しておりますような国で、やはりアメリカからの牛肉等の輸入を停止しているという状況でございます。

それではもう一度、資料9 - 1へ戻っていただきたいと思います。5ページで、国際防疫対策でございます。水際には家畜伝染病予防法に基づきまして、動物・畜産物等の輸出入検査を行っております。

それから、狂犬病予防法に基づいて犬や猫の検査も行い、さらに感染症法に基づきまして猿の検査なども実施しております。この検査の体制につきましては、動物検査所、横浜に本所がありまして、全国に6支所、17出張所ということで299人の家畜防疫官が配置されて、水際の検査を担当しているという状況でございます。

次のページは、海外のBSEの発生に伴う措置でございますが、これは大体先ほどアメリカについての状況を御説明いたしましたが、地図にございますようなところで現在発生をしているという状況でございます。

6ページで、口蹄疫の発生に伴う措置でございます。これも地図がちょっと見にくいですが、かなりの国で発生があるという状況でございます。

7ページの下(4)海外の高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う対応につきましては、後ほど国内の鳥インフルエンザについての資料で御説明をさせていただきたいと思います。

次に8ページでございますが、個体識別のための情報の管理、伝達に関するもの。これは牛のトレーサビリティと言われておりますが、この制度についてまとめたものでございます。

右の方の絵をごらんいただきますと、生産された牛には耳標をつけて、そしてその個体の情報を、右の方にございますように識別台帳の方に登録をするという形になります。これは、家畜改良センターにございますコンピューターの中に登録をされるという形になりまして、牛の所有者等の管理者は牛が生まれたとき、輸入をしたときの届け出、それから譲り渡し、譲り受けの届け出の年月日、相手方の氏名などの届け出を行うことになっておりまして、昨年12月1日から生産者のところから屠畜場の段階までのこの措置が既に始まっております。

さらに、一般の小売店のところまでの情報につきましては、ことしの12月1日に施行さ

れることになっておりまして、店頭肉からさかのぼれるようになるのは12月1日以降となります。

この段階までいきますと、表示に偽装がないかどうか、間違いがないかどうかにつきまして、DNA鑑定でチェックを行うことも実施されることとなります。

次のページは、飼料の安全確保についてでございます。BSEの対策につきましては、肉骨粉等の対応、これは一時全面的にとめましたけれども、順次科学的知見に基づいて、使えるところは使うということで、今右の表にございますように、×がついているところはまだ使えない、 になっているところは使えるようになっているという状況でございます。

それから、動物性の油脂につきましても、必要な規制の強化、そして牛の脊柱及び死亡牛の取り扱いにつきましても規制を強化させていただいているところでございます。

あとは魚粉につきましても、念のための措置をさせていただいて、反すう動物の飼料への混入の防止を徹底してきているところでございます。

さらに10ページでございますが、遺伝子組換えの関係、あるいは有害物質の許容基準等につきましても、必要な措置をとらせていただいております。

(4)の薬剤耐性菌と抗菌性飼料添加物の関係につきましても、どうしても抗菌剤を使いますと薬剤耐性菌がふえてまいります。この取り扱いにつきましても、現在見直しを進めているところでございます。

このように雑駁な説明でございますが、必要な措置をとらせていただいております。

最後に資料9-3でございますが、国内における高病原性鳥インフルエンザの発生につきまして、概略を御説明させていただきたいと思っております。

まず、国内1例目の発生でございますが、これは山口県阿東町の例でございます。採卵鶏農場3万4000羽のところできりまして、これはH5N1型の高病原性鳥インフルエンザによるものということが確認されております。

遺伝子レベルでのウイルスの検査は、今続けてもらっておりますけれども、動物衛生研究所で現在のところわかっているところは、このウイルスは鳥由来のものであって、人に馴化したようなものではないということが1つ。

それから、香港やベトナムで鶏から人にうつって、その人から分離されたウイルス株とは異なっていることが既に明らかになっております。

防疫対応につきましては、現地で大変速やかに対応をとっていただきまして、次のペー

ジでございますが、1月21日には対応が終わっております。

そして、この日を0日として28日たったところ、そこまでの間に地元の県におきまして、清浄性確認の検査をしっかりとっていただきまして、(5)でございますが、移動制限区域の中の養鶏農家のすべての鶏群において、臨床的に見て異常がなかったということ。それから、ウイルス分離、抗体検査の結果、すべての検体について陰性が確認されたということで、14日に確認はされておりましたけれども、私どもがつくっておりました防疫マニュアルの原則どおり、28日たったところ、19日の午前0時で移動制限区域が解除されております。

次のページでございますが、その他のところに記載してございますが、移動制限区域は発生農場から周辺に、あるいはウイルスが伝播しているおそれがあるということで、その部分は一定期間監視をして、清浄性を確認するために置いている半径30kmの区域があるわけでございますが、この区域は卵の移動もできない、鶏も出せないという状況になっておりました、その間、毎日産み出される卵が出荷できなかったわけです。

この卵の価値の減少に対しては、2分の1を補てんするという事。それから、輸送及び保管に対しても2分の1を補助するという事で、高病原性鳥インフルエンザ蔓延防止緊急対策を実施したところでございます。

現在、山口県の方で移動制限区域が解除されまして、卵が順調に売れるようにという努力をしていただいているところでございます。

移動制限区域の鶏が産んだ卵であっても、清浄性が確認された後につきましては、そのほかのところの鶏が産んだ卵と同様、安全性に関しては何の問題もないということでございます。

3ページで、2例目の大分県における発生でございます。大分県玖珠郡九重町というところで14羽の、これは農場ではなくて、一般の方が趣味で飼っておられる飼養状況の中で発生を見たものでございまして、チャボが13羽、あひるが1羽という飼養状況でございました。

2月17日にH5亜型のA型インフルエンザであることが確認されまして、19日になりましたH5N1であることが確認されております。

このウイルス、タイ、ベトナム、韓国等アジア各国で分離されているウイルス、それから山口県で分離されたウイルスと、血清亜型はH5N1ということで同じでございますけれども、今回確認された結果のみでは、その関係を明らかにすることは困難だということ

で、山口から直接伝播したということは、これだけではわからないという状況でございます。

それから、防疫対応でございますけれども、発生規模が小さかったということもございまして、わかった 17 日の翌日にはすべて処分が終了しております。

そして次のページでございますけれども、小さい発生規模でございましたが、この場所を中心とした半径 30km 以内の区域につきましては、移動制限をかけさせていただいております。

その清浄性の確認につきましては、2 月 23 日に専門家による会合を開いて助言をいただいております。発生時には、その後の疫学的検討に資するように、防疫従事者の感染防御に万全を期しつつ、適切な採材等に努めること。これは一部報道されておりますけれども、あひるについての採材を、関係者の人への感染防御に配慮をして、すぐに処分をしたということがございまして、疫学調査のためには貴重な材料であったという御助言もいただいております。

それから、移動制限区域の取り扱いについてですけれども、発生が小規模であったということ、それから防疫措置が速やかに講じられたということ、あるいは養鶏農家との疫学的な関連が考えられないということも踏まえまして、マニュアルの規定を踏まえつつ、2 回に分けて清浄性の確認検査を行うということで、初発の山口の例の場合には、1 回でまとめて清浄化確認を行って、1 回で移動制限区域を解除するという扱いをとったわけですが、今回は 1 次清浄性確認検査で異常が認められなかった区域につきましては、全く移動を認めないという区域から、搬出ができないという区域、その域内では移動ができるという扱いのできる区域に変更していく。そしてもう一回、第 2 次清浄性確認検査で異常が認められなければ、さらに搬出制限区域も縮小していくという対応をとることが適当であるという意見をいただいております。

現在、30km の範囲は大分県だけではなくて、熊本県の一部もかかっておりますが、両県において、速やかに採材を済ませて検査を現在進めていただいているところでございます。

それから専門家会合では、さらにその 2 例の発生を踏まえて、全国的な監視体制、発生予防対策の強化を図る必要がある。あるいは、防疫対応の経験を踏まえて、今後の移動制限の範囲・期間の具体的な運用やモニタリングの方法等について、マニュアルの改正についても検討する必要があるという御意見をいただいております。

その次のページには、高病原性鳥インフルエンザについての概要をまとめたものをつけ

ております。

最後のページでございますけれども、この病気の動物検疫措置でございます。これは国内の鶏にこの病気が侵入することによって、国内の鶏が病気になることを防ぐために、家畜伝染病予防法に基づいて措置をしているものでございます。

よく誤解がございますのは、鶏肉を発生国からとめているということは、食用の鶏肉、これもやはり人にとって問題があるのではないかという御懸念があるんですけども、これは家畜伝染病予防法で規制をさせていただいておりますが、食品衛生法上では輸入規制をしていないということもございます。あくまでも、鶏の病気を防ぐという視点からの措置でございます。

現在輸入停止を講じている国は、香港からカナダまで 14 カ国でございます。これは相手国で発生がわかったときから、すぐに輸入をとめるという対応をとらせていただいております。2月1日からはアジア地域でかなりこの病気の発生状況の広がりが懸念されましたので、家禽以外の鳥、ペットで輸入される鳥につきましても、2月1日以降は、この病気が発生している国からの輸入停止をさせていただいております。

それから米国につきましても、これまで弱毒タイプ、これは高病原性鳥インフルエンザではあっても、余り毒性が強くないタイプのものがあるということで、このものにつきましても、アメリカでは州単位で輸入規制をするという対応もしてきたところですが、今回テキサス州で発生したものは、強毒タイプであることが 24 日になって確認されておりますので、引き続き、米国全土からの輸入を停止するという措置を続けていくこととなります。このような形で、日本への侵入を防止しているところでございます。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

かなり時間が経過しておりますので、ここで一度休憩を、ごく短時間とらせていただきます。私の正面の時計で 15 分をちょっと回ったぐらいのところまで、5 分間の休憩をとりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

午後 3 時 14 分休憩

午後 3 時 18 分再開

意見交換

生源寺部会長 非常に気ぜわしい形の運営で恐縮でございますけれども、再開いたしたいと思います。

休憩前の事務局の説明も踏まえながら、御自由に御発言いただきたいと思いますので、挙手をお願いいたします。

石川委員。

石川委員 脱脂粉乳の在庫に絡んでお尋ねしたいのですが、私なんかは戦後のララ物資の脱脂粉乳の学校給食でお世話になった世代なんですが、脱脂粉乳の輸出というのはあるのでしょうか。

それから、世界各国では脱脂粉乳をどんなふうで紹介しているか。特に、日本にないおもしろい使い方をしている事例がありましたら、紹介していただきたいと思うのですが。

以上です。

生源寺部会長 関連してございますでしょうか。余り一問一答にならないようにしたいと思いますが。

足立委員。

足立委員 私もたまたまメモしていたのが脱脂粉乳のことなので、続けてお願いします。

今おっしゃられたように、消費量がぐうっと下がってくる中で、国内産の脱脂粉乳の余剰分はどのように保管されているのか。その結果としては、それがどう処理されているのか、廃棄に回ってしまっているのか、どこにいつているのか。または、今の段階ではそういう処置をしていないとしても、将来こうやってたまっていったときにどうする方向にあるのかという、余剰しているものについての処理の仕方です。

それから関連して2番目の質問ですけど、消費量を上げるために、農林水産省としては何か改善策を講じているのか。それはいわゆる食品産業界の働きかけは何かしているのか。または、一般生活者へのしかるべき情報提供をしているのか。学校給食なんかにはどうしているのかということです。

それに関連して、今もお話ありましたように、私たちの小さいころの脱脂粉乳とは随分、加工技術も違ってきましたけれども、それでももっとおいしい食べ方とかいろいろあると思うんですが、上質の食材としての開発研究のようなものは、農水省としては何か考えて

いるのか。

どうしてそのことにこだわっているかということ、何しろエネルギーが多過ぎないで、たんぱく質、カルシウム、ビタミン類いろいろ含まれている非常に良質の食材であるわけで、今国際的には栄養学的に非常に高い評価を受けているんですね。そうしたものについて、こうやって余剰する方向を見放していいんだらうかということです。

これが例えば子供世代の場合には、今御存じのようにダイエット志向も含めて、栄養素の摂取不足の子供がふえていること。それから、思春期や若年の女性の場合には、非常に栄養状態が悪い人たちがふえていること。それから高齢者の場合には、カルシウムの摂取量が少なくて、貧血ぎみの高齢者がふえていること。どの世代を取り上げて今、栄養素摂取不足をめぐる新しい健康問題が出ている中で、脱脂粉乳の再評価がされなきゃいけない時期にあるんじゃないかなと思うんです。

石川さんと同じ質問になるかと思いますが、よろしくお願いします。

生源寺部会長 関連する質問なりはございますでしょうか。

もしよろしければここで。これは牛乳乳製品課長かと思いますが、お願いいたします。

松島牛乳乳製品課長 脱脂粉乳についての御質問でございます。まず、石川委員から輸出はあるのかという御質問がございました。脱脂粉乳につきましては、国内の脱脂粉乳の価格がキロ大体 520～530 円程度に対しまして、国際価格がキロ 200 円前後でございます。したがって、価格競争力がございませんので、なかなか輸出できる状況にはないということでございます。

それから足立委員の方から、どうやって保管されているのかということと、それから処理方法についてお話がございました。脱脂粉乳につきましては、国内の乳業メーカーの在庫として保管されているということでございます。脱脂粉乳は一般的に、賞味期限が約 1 年半でございますので、乳業メーカーは古くなったものを順次使っていくという形で、在庫を回転させながら処理しているということであろうと思っております。

それから、消費拡大につきまして何らかの努力がないのかというお話がございました。消費につきましては、先ほど御説明した資料にもございましたように、消費が急減した理由といたしまして、平成 12 年に加工乳による食中毒事故がございました。この事故を契機といたしまして、脱脂粉乳を使いました加工乳が、まがいものの牛乳だというような消費者の認識も高まりましたこともあって、なかなか消費者の信頼が得られないという面もあ

ろうかと思えます。

また、消費者の嗜好の面でも、いろいろな乳製品、脱脂粉乳を使うよりも、実際の生の牛乳を使った方が風味等がいいということで、乳業メーカーもいろいろ努力しておりますけども、なかなか脱脂粉乳を使った商品が消費者から受け入れられないということでございます。

ただ、先ほど来御説明していますように、脱脂粉乳在庫が極めてふえておりまして、このままでは先ほど申しましたような賞味期限の問題もございまして、不良資産にもなりかねないということで、現在、各乳業メーカーではこの脱脂粉乳を使った新商品の開発に努力しているという実態にございます。また新商品ではございませんけども、現在脱脂粉乳は調製品という形で外国から輸入されているものがあり、こういったものを、何とか国産脱脂粉乳と置きかえて使用できないかという形で、現にある脱脂粉乳の需要を置きかえるという形で、需要拡大を図るという取り組みが行われてございます。

足立委員から、脱脂粉乳の栄養の問題について十分PRが必要ではないかという御指摘がございましたけども、食品として需要を確保するためには、そういった栄養素に対するPRももちろん必要でございますけども、他方、最近、消費者の嗜好は極めて基準が高くなっておりますので、食味といったもので十分工夫していかないと、栄養面でのPRだけでは、なかなか需要増に結びつかないという実態にあるかと思っております。

以上でございます。

生源寺部会長 よろしゅうございますか。

足立委員。

足立委員 1つだけ。かつての脱脂粉乳と内容は随分変わっています。一方で、健康志向とかかなり強くなってきていますから、そうした食材への価値判断が変わってきている中で、新しい情報をきちっと提供しているかということについては、私は大変疑問が残ります。また、これは御検討ください。

生源寺部会長 石川委員。

石川委員 酪農各国での使い道あたりはわかりますか。

松島牛乳乳製品課長 失礼いたしました。

各国での使い道でございますけども、脱脂粉乳は我が国と同様に、例えばヨーグルトといった乳製品の原料として使われる以外に、例えば家畜の飼料にも活用されております。

生源寺部会長 よろしゅうございますか。

それでは、そのほかの点でどうぞ。

増田委員。

増田部会長代理 家畜排せつ物について少し伺いたいんですが。施設の整備状況については、行政のこれまでの御努力は大変評価させていただきたいと思っているんですが、そこにたまった排せつ物の行方についてはどのようなことが今のところなされていて、これからどういうふうに、ただためておいてもしょうがないわけで、牧草地にまいてもしょうがないわけで、その辺の現段階と将来見通しを伺いたい。

といいますのは、耕畜連携という、割合格好のいい言葉がずっと言われているわけなんですけれども、たまたま私は別の部会に出させていただいて、その話に発展すればいいなと思って質問させていただいたんですが、普通の耕種農家にとっては大変使いにくいものであるらしいと。私は素人ですから、リンの含有量とか窒素のあれとかわからないんですけど、御専門の方にちょっと伺ったところ、いろいろ工夫をすることは幾らでもできるはずだという御意見も伺いました。

大変乱暴な言い方をしますと、行政の間でも同じ庁舎の中でも、南別館と北別館の間には巨大な山脈か大海原があるように、なかなか耕種農政が耳を傾けてくれないというところはということなんだろうかと。よろしくどうぞお願いします。

生源寺部会長 今の点は私の記憶では、今退席されました岸委員が、去年のこの部会でやや似たようなことについてただされたように記憶しておりますけれども、排せつ物あるいは耕畜連携といいますか、こういう観点でほかに御質問なりございますでしょうか。

木村委員。

木村委員 私、2つ考え方を申し上げたいと思っております。耕畜連携というのは、1月、たしか農水省の方から資料が出ましたね。これは本当に目指すべき方向だろうと思っております。ということは、水田農業ビジョンを今、各市町村で作り上げて、農家へそれを今徹底している段階ですけれども、中山間地等においては、水田放牧とか耕畜連携を徹底的に進めていかないと、畜産の次元だけではなくて、国内の農業全体にかかわる問題であると思っておりますので、これは畜産振興の中の重点施策の一つとして、もっともっと大々的に誘導してもらいたいということをお願いしたいんです。

繰り返しますが、中山間地対策は特にお願いしたいと思っております。

それから、排せつ法の関係ですけれども、10月にいよいよ期限が切れますが、先ほどの説明のとおり、51%の進捗率だとなっておりますが、これまでの51%というものは決して高

いものじゃなくて、これからの49%は相当ひどいんですね。実際申しますと、とにかくお金がないと、具体的に言いますと。

ですから、リース事業とかそういうことに関して、非常に希望が多いはずですけども、それがなかなか進まないというところに何かがあるんじゃないかと思っています。何かがないといいんですけども、何かがあるとすれば、排せつ法との関係のギャップが相当生じてくるのではないかと考えておりますので、それらについては速やかに受け入れ体制を強化して、それが100%になるような最大限の努力をしていただきたい。

それをやっていかないと、国内の自給率はもちろん、先ほどの説明にあった、毎年5%ほど大家畜が減少しているという状況をかんがみますと、この審議会以前の問題で、畜産がなくなるという危機にあるんじゃないかとも考えておりますので、その辺の整備を急いでいただきたいと思っております。

以上です。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

そのほかございますでしょうか。

今委員。

今委員 やはり耕畜連携の点なんですけれども、酪農家が飼料作物を栽培するときに人手が足りないということですね。コントラクターの整備事業にも支援をいただかないと、畜産農家も、それこそやっていけなくなるということもありますし、若い人たちの世代が牛の世話にかかっている、飼料作物を生産するという方に体が向かないんですね。

そういうところが、私たち世代の50半ば過ぎの人たちがグループをつくって生産をしているので、それがなくなったらどうなるんだろうという心配と、例えば堆肥処理を個人でやるんじゃなくて、地域でやろうということで立ち上がったとしても、どこへその相談を持っていったらいいのか。振興事務所なども大変忙しくて、話し合いの場になかなか乗ってくれないと言うとおかしいんですけど、出られないというか、とても振興事務所なんかも手薄になってしまって、農家に指導に歩くということが少なくなっているんですね。

そういう面からも、酪農家がどこへそういう相談を持っていったらいいのか。資金面ばかりじゃなくて、そういう形をつくっていく上で大変苦労しているのが実情です。

例えば、稲作農家に堆肥を振ってあげて、わらもらってというまでの段階は個人でもできるんですけども、堆肥を1カ所に集めて、耕種農家に良質な堆肥を分けてあげるところは、耕種農家と畜産農家だけではできないというので、今ちょっと私たちの地

域でも行き詰まっているところがある。

例えば建設業者だったら、大きなブルドーザーとかいろいろそういう重機を持っているので、そういう人たちを取り込んでみてはどうかとか、ダンプカーも持っているので配達するのもいいんじゃないかとか、そういう酪農家と耕種農家だけでなく、例えばそういう土木関係者も巻き込んでやってみてはどうかという動きを、今、し出したところなんですけれども、それをどういうふうにさらに進めていくか、どういう支援がいただけるのかというところで、ちょっと悩んでいるようです。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

関連でございますか。吉田委員。

吉田委員 養豚の場合もそうなんですけども、先ほどお話にありましたように、100頭前後の農家で、これから生き残るのにお金を借りたくても借りられないために設備ができない方もかなりいるわけですね。そういう人たちの対策を、何かいいことがあれば教えていただきたいというのがあります。

やはり耕種農家とうまく連携をとっていくのに、どこか、だれかが間に入ってくれないと、なかなかうまくいかないという問題が非常に大きいんですね。普及関係につきまして、上の方からの指導もお願いしたいなと思っています。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

そのほか家畜ふん尿、あるいは耕種連携に関連した御質問等ございますでしょうか。

なければ、かなり多岐にわたる論点が出たかと思しますので、これは畜産環境対策室長が中心にお答えいただけるかと思いますが。

大野畜産環境対策室長 たくさん御質問をいただきまして、昨年の中ごろを思い出すんですけども、まず増田委員の方から、家畜排せつ物のたまったものの現状がどうなっているか、将来どうしていくのかというお話でございますが、現状につきましては、先ほど資料の中では御説明させていただきましたように、8割強はちゃんと土地に還元されている。1割弱でございますけれども、これは浄化处理するとか、あるいは高度処理するような形で利用されている。利用されているというか、浄化处理されたり高度処理されているということでございます。

残りの900万tが野積み・素掘り、平成11年時点で調査したときに、そういう形で処理が行われていた。今一生懸命、家畜排せつ物法の管理基準に適合するために施設整備、あるいは簡易対応を進めているわけです。

こういった施設の整備を進めていくと、当然今まで大地、あるいは河川が吸収してくれていたものが堆肥という形となって出てくるということで、今後野積み・素掘りされていた部分が堆肥化されていく量が、過剰感が出てくる部分だと認識しております。

私ども、確かに御指摘のとおり、とにかく10月末で家畜排せつ物法の管理基準の猶予期限が切れるということで、とりあえずそれをクリアするためにということで、施設整備に邁進しているのが実情です。

ただ、もちろん問題意識としまして、そういった今後ふえてくる堆肥についてどうするかという対策も講じておりまして、バイオマス利活用フロンティアの推進事業と、これは施設の整備ではございませんでソフト事業でございまして、できた堆肥をどう使っていかということに支援していく枠組みになっていまして、これについては市町村であるとか農協といったところが軸になってやっていただく、また耕種農家に使ってもらいにくい最大の理由は、堆肥の品質そのものの問題。どうやってうまく堆肥をつくれればいいのかということクリアしていく必要があるという問題。これは畜産環境アドバイザーを養成して、あるいは堆肥施用コーディネーターとか、生産のためのコーディネーターといった人たちの研修をやっているわけです。

あとは、良さそうに見えても成分がよくわからない。それから、ちょっと高いんじゃないかというようないろいろなお話。それから、欲しいんだけど、どこにあるか、どこで買えばいいかよくわからない。どこに連絡をとれば堆肥が入手できるのかわからないということがございますので、地域ぐるみで、いい堆肥をつくろうといったような共励会をやるですとか、あるいは成分分析をすると。あるいは成分分析の機器を導入するといったことで、堆肥の中身を明らかにしていくような取り組み。そして、そういったものをパンフレットにする、あるいは販促のための会議をするといった取り組みについて、支援する手だてを講じているところでございます。

もちろん、支援する手だてじゃなくて、自らやらんかという御指摘もあるかと思うんですけども、まずは地域ぐるみで、これからふえていく堆肥について、そういった支援措置を活用しながら、利用体制をつくっていただければと思います。

今でも私、優良事例についてはさまざまな中央畜産会の冊子とか、そういうことで御紹介させていただいているところですけども、堆肥の利用がうまくいっている、逆に原料が足りないというところもあるのが事実でございまして、そういうところは市町村なり農協が、耕種部門と畜産部門のつなぎ役を非常にうまくやっている、あるいは熱心な方がお

られる、そういうところがポイントだと感じておりますので、そういったところを機軸にして、支援策を活用してやっていただければと思っております。

それから木村委員の方から、10月末に猶予期限という中で、昨年度末の51%というのは高くないと。これからの49%、リース要望が非常に高い中で、受け入れ体制を強化すべきではないかという御意見でございました。

先ほど支援措置の中で御説明させていただきましたように、一般予算につきましては、財政状況厳しい中ですけれども、15年度5800戸の施設整備計画が、16年度は7800戸にふえるということで、施設整備計画の中へ、私ども、需要者の方が蠕蠕需要者の方というのはこれから整備される農家の方々でございしますが、どういう支援措置を使おうかという御意向も把握しているところでございまして、それにあわせて事業を拡大している。

ただ、お願いしておりますのは、2分の1補助付きリース、これは従来の補助事業からすれば、イレギュラーと言うとちょっと言い過ぎかもしれませんが、通常ハード施設の補助事業と言いますと、共同利用が原則で2分の1の補助ということでございしますが、2分の1補助付きリース事業については、2分の1の補助プラスリースの形態プラス個人補助と、非常に使いやすくなっているものですから、どうしても個人で施設整備したいという方に、世の中流れていくという傾向を助長していることも事実でございます。

先ほど、堆肥の流通促進の問題なんかをとらえても、あるいは処理の問題にしても、できる限り共同でやると。もちろん、農家と農家の間が非常に離れていて、共同利用なんていうのはとても考えられないというのは別として、可能な限り共同利用施設で対応していくことが適当じゃないかということで、先ほどの説明の中の2200億以上の事業につきまして、実はこれも昨年秋に5万部ほどパンフレットを印刷させていただきました、こういう事業がございましてというのを、関係の方々に広く配布させていただいたところでございます。

それから吉田委員の方から、100頭前後の方の対策ということでございました。100頭前後の方、先ほど申し上げましたように、群馬でもJAの共同利用施設、昨年竣工しているかと思えますけれども、ああいった形に加えて、また来月3月になればいろいろ議論していただくこととなりますが、価格と関連対策の中で、リース事業について手当てしていきたいと思っております。

こんな感じでようございましたでしょうか。

原田草地整備推進室長 草地整備推進室長の原田でございます。

増田委員からお話がありましたけども、我が省は今、北別館に畜産がおりまして、南別館に農産サイドがおりまして仲よくやっておりますので、連携を進めながら耕畜の飼料作物生産あるいは堆肥の還元をしたいと思っております。

特に 16 年度から、水田の転作の仕組みが大きく変わります。この中で耕畜連携を大きな合い言葉にしております、地域、県と市町村で協議会を創って、具体的な転作の実施、生産調整の実施、あるいは飼料作物の生産等を進めていきますが、私どもは県を通じまして、この中に必ず畜産サイドの方々が入って行って、どんなものをしてほしいのか、あるいはどんなことを出せるのか、地域にできるのかということ、もっと具体的に提言してくださいというお話をしております。畜産農家の方は専門農家の方が多いですから、そういった声を反映させて、できるだけ地域で耕畜連携を具体的にしていきたいと思っております。

それと、木村委員のお話のあった水田放牧ですが、耕畜連携の中で 1 万 3000 円 (10a 当たり) という助成を水田放牧、あるいは稲のホール・クロップ・サイレージ、堆肥還元とやっております。特に中山間、最近、中・四国を中心に二極の放牧が進んでおりまして、耕作放棄地が解消されたり、棚田の放牧ができたり、大変有効活用させていただいています。これもぜひ、事例も御紹介しながら進めていきたいと思っております。

耕畜連携につきましては、きょうお持ちしませんでした、こういったパンフレットを 8 万部つくりまして、全国に今配布しております、各県で具体的に進めております。堆肥の還元、水田放牧といったものも耕畜連携の要としまして、16 年度の転作の中で進めていきたいと思っております。

今委員からお話のあったコントラクターでございますが、これは農家にとって手間がない、機械がないという中で、コントラクターが自分たちの農地だけではなくて、ほかの農地も受け入れて作業すると、むだな機械の投資の防止もできますし、大変有効な労働力の活用ができるということでございます。

最近増えておりまして、去年は 260 組織が全国できております。各地でかなり就農の担い手になっておりますけども、今までは飼料生産中心でございました。最近やはり、堆肥の搬出ですとか還元といったものにも、ぜひコントラクターを活用したいという話がありまして、ぼちぼちそういったコントラクターが増えております。

したがって、餌だけではなくて、堆肥の耕種農家側への還元等にもコントラクターを活用したいと思っております、ちょっとお話のありました土木業者とか建設業者の

関係、事例的に御紹介いたしますと、北海道などでは公共事業の削減で建設業界が大変苦しい中で、建設会社が自らコントラクターという事例も増えております。

ただ、私どもコントラクターのときには、ハード事業あるいはソフト事業の支援があるんですが、株式会社の看板ですとなかなか補助体系上難しい部分がございます。

北海道で工夫している例で申し上げますと、農協が補助事業を導入しまして、作業を土木会社に依頼する。土木会社にオペレーターがおりますので、オペレーターを使って、あるいは大きな重機は土木会社が提供して、連携してやっている例が随分ございます。こういったものも進めてまいればなと思っております。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

今の論点につきまして、よろしゅうございますか。

それではそのほかの点で結構でございます。

山田委員、その後小林委員という順でお願いいたします。

山田委員 鳥インフルエンザの大変御苦労いただいている話を先ほど伺ったんですが、2点ばかり要望も含めてお伺いしてみたいと思います。

1つは、鳥インフルエンザのワクチンの使用をめぐる、理解なり議論が少し極端に差があるんじゃないかということが心配だなという感じを受けているわけでありまして。

私どもも全国養鶏経営者会議のお世話をさせていただいているんですが、養鶏の密集地帯で発生すれば、十数万羽、あるいは数百万羽単位で移動制限内に入りかねないということもあって、日増しに生産者からはワクチンを使わせてほしいという声が、私どもにも伝わってくるわけです。

一方では、ワクチンについて、人間への感染の可能性も含めて、非常に極端にこれを拒否をする、否定をするという議論もあるわけです。

ただ、一方では、もし蔓延をするということになれば、将来ワクチンを使うこともあり得るということも考えるとすれば、今のような議論のままでいきますと、ワクチンを使わないのも不安、ワクチンを使っても不安。いずれにしても安心が確保できないということになりかねない感じがします。

私ども、技術的なことはよくわかりませんが、もう少し冷静で、科学的な議論を詰めて、この辺の理解について、もう少し一致をさせていく努力が必要ではないかと感じておりますことが1点であります。

それからもう1つは、日本養鶏協会の中で、緊急に生産者の掛金で鳥インフルエンザの生産者互助基金を始められたと伺っておりますが、これについて、豚なり牛の家畜防疫互助事業と同様の、国の助成が得られないかということで要望が非常に強くなっているように思うんですが、この点についてどういうふうにお考えか、お聞かせいただければと思います。要望を込めてお伺いしたいと思います。

生源寺部会長 今の2点に関連する御質問、御意見等ございますでしょうか。

小林委員。

小林委員 関連する面と、少し広がってしまう面があるんですが。

生源寺部会長 どうぞ一緒に。

小林委員 衛生関係で、米国のBSEの対応ということで1つお伺いしたいんですが。資料9-2の2ページに米国の対応ということで、国際調査団による調査があって、食用の全頭検査は必要ないという判断をしているということで、これを根拠にして、日本に対して輸入再開を強化していくということがあると思うんです。

本日の朝のテレビかなんかでも、専門家の方が米国の公聴会だったですかね、はっきりわかりませんが、「日本が全頭検査をしたのは、消費者の過剰な反応に対して、非科学的な対応を行っているんだ」というような言い方をしております、それがTVにずっと流れるわけですね。それに対する見解は一切述べられていないものですから、我々受け取る側とすると、こういう全頭検査というのは非科学的であるのかなという考え方が、大分世間に蔓延してきているのではないかと考えております。

それに対して農水省側として、全頭検査というのは非科学的であるというふうに考えられるかどうかという点が1つです。特に、若齢牛においてBSEが発生したということの絡みの中で、科学的というのは非常に難しい話かもしれませんが、どういうふうに考えていらっしゃるかということをお伺いしたい。

それからもう1つは、それと間接的にかかわることですが、例えばマスコミがそういう報道をしたことに対して、じゃあ、農水なりはどういうふうに考えるのかということで、普通は大体、最近インターネットなんかで引くわけですが、農水のホームページなり、あるいはLINという農畜産振興機構なり中央畜産会がやっていらっしゃる畜産情報ネットをひもとくんですが、ホームページは非常に充実していることは認めつつも、今回について言うと、答えが残念ながら見つからなかったということなんですね。

マスコミも牛丼の最後の1杯を報道するんであれば、そういったきちとした知識を報

道すべきであると考えるんですが、そうしないのであれば、こちら側からきちっとそういう情報を出していくことが必要ではないか。

その絡みで言いますと、ちょっと長くなって恐縮なんですが、鳥インフルエンザの問題で、日本獣医師会が緊急提言を行っております。これは学校飼育動物の鳥インフルエンザ対策についてということで、鳥が非常に危険だということで、すぐ鳥を始末してしまうということはやめてくださいということで、「子供たちの体の健康を心配する余り、心の健康を軽んじるべきではない」ということで、非常にタイムリーですばらしい提言だというふうに私は感じているんですが。

日本人が動物なりに接する、非常にいい勉強のチャンスであると思うんですね。それを例えば先日ある動物園なんかでは、すぐ触れ合いコーナーからヒヨコを撤去してしまうという対応は非常にまずいと思って、これは我々畜産にかかわる人間として、どういうふうに畜産なり畜産物にかかわるかということ、世間にして知ってもらいたいいいチャンスだと考えて、どんどん広報活動をしていくべきだと思います。

例えば、BSE絡みで学校給食から牛肉が消えて、農水のホームページを見させていただきますと、昨年6月までで終わっていますが、その段階でも神奈川、東京が突出して、市町村別で言うと4割近くが、まだ学校給食で牛肉を供与していないということがありまして、この辺はもっと我々の側から打って出ることが必要なのではないかと。その辺がどんふうにやられているか、非常に苦労されていらっしゃる面だと思うんですが、どんなふうにやっていたらいいのかということ、少しお伺いしたい。

特に、小学校なり子供たちに対して、先ほど言いましたように学校飼育動物なんかの面で、いろいろ教育を受けるという意味では食農教育というのがありますが、私たちがやった調査の中でも、残念ながら小・中学校の総合的な学習時間で食農教育を扱っているという割合は非常に少なかったです。

例えば、牧場なんかを使ってやるなんていうのも非常に少なく、ちょっとがっかりしたんですが、逆に今、今さんがいらっしゃいますけれども、酪農なんかでは酪農教育ファームという、生産者がみずから消費者に開放してアピールするという面があるわけですから、その辺をもっと大切にされたらいいんじゃないかなと思っております。

その辺についての御見解といたしまして、あるいは農水として既にやっていたらいいというのがあると思うんですが、その辺を少し御説明いただければと思います。

以上です。

生源寺部会長 関連して御質問等ございますでしょうか。

今委員。

今委員 今、小林先生の方から教育ファームの話が出ましたので、ちょっとお願いしたいんですけども、私たち酪農家は教育ファームの認証制度とかに加わりまして、また地域交流牧場の連絡会にも加わって、一生懸命食育、それから動物を介しての教育に取り組んでいるんです。

全く牛乳の値段が上がらない中で、私たちの休憩する時間とか、作業の時間とかを割いてそういう活動をどんどんやっているんですね。この間も全国研修会があったんですけども、本当にみんな酪農家の方たちは頑張っってそういう活動をしています。

ですからそういうことに対しても、本当に大きな支援をいただきたいと思っているところなんですけれども、よろしく願いいたします。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。

なければ、ここで一たん役所の方からお話を伺うことにしたいと思います。これは衛生管理課長のお話と、助成の問題は食肉鶏卵課長になりましょうか。それから、マスコミ等々は畜産企画課長になるんですか。よろしいですか。

栗本衛生管理課長 幾つか御質問をいただきました。山田委員から、鳥インフルエンザのワクチンについての御質問がございました。

私どもも養鶏家の方、特に採卵養鶏家の方々にワクチンを使いたいという、非常に強い御要望をお持ちだということをよく存じ上げております。

実は私どもの方でも、1997年ごろから海外でかなりこの病気が出てきているという情報があって、防疫資材につきましてもいろいろと調査は順次進めてきてはありました。海外におけるワクチンの使用状況、あるいはどういう製品があるかということについてもいろいろ調べていたわけなんですけれども、現在に至るまで、我々の持っている情報では、ワクチンは幾つかあるんですが、鳥に対する症状を抑える、発症を防御することについてはかなりすぐれたワクチンがあるんですが、一方でインフルエンザという病気の特性もあります。完全に感染を防御できない。要するに、抗体が十分に上がって、野外でウイルスの感染があったときに、ウイルスの排せつまで防ぐような完璧な形でのワクチンはなかなか難しいんですが、そういうワクチンはないというふうに理解をしております。

この病気は鶏だけの世界の問題ではなくて、鶏の中でウイルスが蔓延していきますと、

どうしても変異があって人にかなりリスクを及ぼすような形に、ウイルスが変わるということも視野に入れて考えなければいけないということがありまして、国際的にもいろいろと検討されておりますが、原則はスタンピングアウト、摘発淘汰というやり方で、徹底的にウイルスをたたいてしまうということが、今のやり方です。

諸外国でかなり蔓延していてどうしても抑え切れなくなってきている場合は、とにかくウイルスの排せつ量が物すごいですから、ワクチンを打ってそれを抑えることが必要だという判断も出てくる。そういうのが専門家の見解でございます。

確かにウイルスは、ワクチンを打った鳥に感染したときの方が排せつ量は少なくなります。これは格段に少なくはなるけどゼロにはならないということなので、今のように大変養鶏家の方には御苦労をおかけしておりますが、発生したところは全部きれいにしてしまうというやり方で、できる限りはこの方法で進めるべきだというのが現在の考え方でございます。

ただ、おっしゃいますように、どうしても防ぎ切れなくなるようなときも十分想定しておかなければいけない。これは考えたくないんですけども、想定はしなければいけません。そのために現在、320万ドーズぐらいですけれども備蓄をして持っております。このワクチンも決して感染防御まで、ウイルスを廃絶するということまできちっとできるワクチンではございませんので、使うときはよほど気をつけなければいけないと考えています。さらに一層悪い事態、あまり考えたくないんですけど、このウイルスと共存していかなければいけない……、養鶏の方はよく御存じだと思いますが、ニューカッスル病のように、例えばワクチンを打ちながらコントロールしていく病気というふうに位置づけてしまうのであれば、もう少し幅広くワクチンを使うという事態も、最悪の事態ではあり得るかもしれない。そのときには、今備蓄しているものは国内で承認というきちんとした評価を受けているものではないわけで、薬事法に基づきます承認を受けたワクチンにしておくということも急がなければいけない。あるいは国産でもっといいものができるかもしれないということで、その辺の開発を輸入と製造、生産を含めて、できるだけ国としてもできるところがないかという検討を、今進めているところでございまして、そういうワクチンがきちんと評価を終えるまでの間には、ワクチンを使った防疫措置につきましても、現在のマニュアルを見直すということを検討していかなければいけない。

ただ、今、野放図に打ってしまうということは非常に危険なので、慎重に対応していただきたいということ、生産者の方にもお願いをしているところでございます。いろいろ

意見交換の場なども持って、その辺の御理解は深めていきたいと考えております。

それから、互助基金の関係のお話も少し出ましたが、防疫措置をとらせていただく中で30kmの移動制限区域、これはかなり広い範囲でございます。ここで生産されるものについては出荷ができないということと、出荷がおくれたことによって価値が相当落ちてしまうということがありまして、山口の場合も卵の価値の損失部分、減少部分については、一定の助成をさせていただいたところですが、今回の大分での発生につきましては、プロイラーの関係もありまして、こういうことにも今、防疫措置のとり方について先ほど御説明しました、移動制限区域を搬出制限区域に変えて、段階的に解消していくというか、区域の除外をしていくということがありますので、それによってどの程度の損失が出るのかということがまだよくわかっておりませんので、そういう状況も踏まえて対応を考えていくことを予定しております。

それから、小林委員からの御意見で、BSEの検査についてでございますが、全頭検査につきましてはいろいろな御指摘がございます。確かにおっしゃるように、今、全頭検査に使われております迅速診断キットの性能は100%万能というわけではなくて、今、門部というところから材料をとっておりますけど、そこに一定量の異常プリオンがたまらないと検出できないという、そういう性格のキットであることは間違いのないわけです。

それとSRM、特定部位を除去するという両者を組み合わせることによって、安全性が確保できていると考えております。

ですから、当初BSEの簡易キットの場合は30カ月齢以上、あるいは24カ月齢以上のところでディテクトができるという考え方だったんですけども、御指摘のように21カ月齢、23カ月齢というものが、同じ検査の方法で見つかるようになってきております。

ウエスタンプロットについても、2次検査ですけれども、それも非常に精度が上がってきているということがありまして、科学的というのがどこまでかは難しいというのは先生御指摘のとおりでございます。どこからは不要なのかというか、本当に検出できないところがどこにあるのかということが、今わかっていない状況ですので、やはり全頭検査というか、月齢を切って、ここより若い牛の検査が要らないんだということを、逆に科学的に説明することができないのが現状だと考えております。

我が国の姿勢としては、検査とSRMをきちっと組み合わせるといって、現在の日本でやっているやり方と同様の効果が得られるような形のものでないと困るという主張をしているという状況でございます。

小林委員 その点については、予防原則の立場に立っているということですね。

栗本衛生管理課長 あとは、インフルエンザの日本獣医師会の対応についてお褒めをいただいたわけですが、確かに日本人の対応というのは、どうしても御心配いただきやすいところがございます、いろいろ私どももプレスリリースをさせていただくとき、あるいは会見の場を利用してできるだけ努力はしているところでございますが、どうしても説明不足のところ、その他から御心配いただくようなことが起こってしまうというのも事実でございます。

できるだけ私どもも広報させていただくときには努力をしておりますけれども、いろいろなお立場で御専門の先生方にも、どうか正しい知識の普及には御尽力をいただければというふうに、御協力をお願いしたいと思います。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

今4時を若干回っておりますけれども、当初の予定は4時ということでお願い申し上げたわけでございますが、若干延長させていただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思っております。

食肉鶏卵課長、お願いいたします。

佐藤食肉鶏卵課長 先ほど小林先生の方からお話がありました、学校給食での牛肉の取り扱い、あるいは一部マスコミ対応というお話でございましたが、学校給食で当初、BSE発生直後、大体3200ぐらいの給食実施校があったわけでございますが、56%、約6割弱が牛肉の使用を自粛したわけでございます。

これに対しまして当方で、特に農政局の畜産課やなんかが中心となりまして、県と一緒にになりまして教育委員会やなにかに、この自粛について解除申し入れをしているところでございます。

現在、去年9月時点でございますが680、全体の2%程度の学校で、学校給食の自粛をしているということでございます。関東農政局管内がほとんどでございますが、我々といましては、こういった安全・安心ということで、世界でも有数の安全への取り組みをしているわけでございますので、この自粛の解除に向けて、さらに市町村なり県に対しまして、農政局としても働きかけていきたいと考えております。

同じようなことで、今回、鶏肉につきましても、あるいは鶏卵につきましても、山口県で発生したときに、具体的な県の名前は申し上げませんが、一部、学校給食でそういった自粛をするような学校がございました。これに対しまして農政局、あるいは地方農政事務

所、あるいは私どもの方から文部科学省に、鶏肉の安全・安心につきまして申し入れをしたところでございます。

ちなみに、先ほどもいろいろ出ておりますが、鶏肉、鶏卵につきましても、きょうここにお持ちしたんですが、いつもと同じようなやり方で恐縮ですが、本日15万部ほど刷りまして、これを各小売店等に張っていただくようにしております。

それとまた、土曜、日曜の地方紙にこういった新聞記事も登載いたしまして、鳥インフルエンザに伴う風評被害に対して、できるだけの防止をしていくということをやっているところでございます。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

そのほかよろしゅうございますか。

教育ファームの支援につきましては何か。総合推進室長。

水田畜産総合推進室長 畜産総合推進室長の水田でございます。

今委員から、酪農教育ファームの関係の支援につきまして御意見をいただいたところでございます。酪農教育ファームといった、子供たちと動物との触れ合いをやっていくということは、非常に重要なことだと考えているところでございます。

1つは団体の取組でございますけれども、中央酪農会議というところで、こういった教育ファームの認証の制度がございます。

また、国の方の支援策といたしましては、中央競馬会の益金を活用して行っている事業でございますけれども、触れ合い牧場のハード整備を行うために必要なものにつきまして支援をするという事業がございます、地域畜産活用交流推進事業という事業でございます。こういった事業を活用していただければと考えておるところでございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それではそのほかの点につきまして、何か御意見、御質問等があればお出しいただきたいと思っております。

矢野委員。

矢野委員 個体識別、トレーサビリティについてお伺いしたいんですが、トレーサビリティは、もともとリスク管理という観点から行おうということになったと思っております。

資料9-1の8ページを見せていただきますと、リスク管理の点からですが、今年度の12月1日をもって施行されるわけですが、そのために全枝肉から照合用のサンプルを

収集されると。それに対して、検査用サンプルを小売業のところから採取してきて、これは抜き取りだと思うんですが、DNA鑑定をされるということで、この検査用サンプルというのは、大体出荷頭数に対しまして何%ぐらいというふうに想定されているんでしょうか。この科学的な確認ということで、これがきちっとしていないと、トレーサビリティの信頼性、あるいは強制力が確立できんじゃないかと考えております。

それともう一つは、個体識別台帳を家畜改良センター1カ所に集められるというわけですが、消費者にはロット番号やなんかでインターネットで情報公開をされるわけですが、ここ1カ所で集約されて、これをどのように管理されていかれるのだろうか。かなりの頭数になりまして、しかも毎年どんどんふえてまいりますね。そうすると、恐らく捨てていけないといけないデータもあるだろうと。その管理方法、それから消費者がそれを利用するときに、いろんなそごが生じないかということは、何か想定されていますでしょうか。うまくいくための措置をされているでしょうかと思います。

といいますのは、確かにリスク管理の観点からやられたものなんですけども、このシステムは消費者と生産者を非常に密接に結びつけるといいますか、消費者が生産者に思いをはせられるシステムだと思います。つながっているというふうにも実感できるものじゃないかと思います。

そういう点では、インターネットでの公表というのが、どの程度のところまで公表されるのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

生源寺部会長 関連で御質問等ございますでしょうか。

なければ事務局の方から。最初に、畜産振興課長でよろしゅうございますか。

塩田畜産振興課長 先生御質問の個体識別システムですね。生産者の段階で生まれたら10けたの番号の耳標をつけて、農家サイドで異動していく。そして、それがコンピューターにすべて登録されて、実際に今年の12月を期して、末端の販売のところまでその番号が行き届くという形です。

実際、既に、御存じのとおり13年9月のBSEの発生を受けまして、耳標の装着が13年12月から初めて、一昨年、ほぼ全部の牛に耳標をつけました。

ただ、法律が昨年6月に公布されて以降、それをもう一回確認していくということで、昨年12月1日から、すべての個体の登録を全部整理しておりまして、2月いっぱいそれを整理するという予定ですが、御存じのとおり頭数が450万頭数ぐらいになります。それと異動の届出もですから、非常にデータが多うございます。そのデータについては家畜改

良センター、白河の方に一元的に管理しています。

確かに、急速にいろんなコンピューター整備を含めて、今やっております、インターネット等でそれに関する情報を提供し、既に画面で見れるようにしております。

データには、当然ながらどこで生まれた、あるいは性別、品種、飼養地、また異動はいつだということにつきまして、データを出すように今進めて、現にやっております。

いずれにしても、こうしたトレーサビリティは生産サイドから、実際に使うところまでの縦のラインのトレーサビリティですので、こうした耳標につきましては、今後いろいろな形で生産サイドが衛生管理を含めて、いろんなものに使っていきけるんじゃないか。要は、牛の管理を耳標の番号一つで、みんながそれを共通して使っていきけるというふうに、今後広がっていくことを期待しております。

また、サンプルにつきましては、実際には12月以降ということですが、それぞれ屠畜段階でサンプルをとったものを、家畜改良事業団の方に、すべて小さな切片を送って、今、保管をしつつあります。

確かにデータもそうですが、こうした保管も非常に場所と労力がかかるわけですが、一応それを保管しております。

ただ、今後それにつきまして、食肉関係で実際検査し、どれくらいマッチングさせていくか、チェックしていくか検討していくということで、今進めております。

以上でございます。

生源寺部会長 よろしゅうございますか。

矢野委員 いいシステムですので、生産者だけじゃなくて、消費者もどんどんこれを利用していきけるようなシステムにしていきたいと思います。ありがとうございます。

生源寺部会長 大分時間も押してきていますけれども、そのほかにもしあれば御発言いただきたいと思いますが。

どうぞ御遠慮なく。

吉田委員。

吉田委員 先ほど御説明いただいたんですけども、豚肉の卸売価格についてですが、最近では代替需要でかなり値段がいいというお話を大分聞いておるんですが、前回のBSEの後も一時かなりいいときがあったんですね。その反動がかなり大きくて、去年も相当皆さん苦労していたんですね。

今回もやはり、代替需要でもって400円台を推移しています。今の状況はそうであって

も、この後のことを考えると、その対策等を十分考えていただかないと、輸入やなんかの関係もあるでしょうし、それがかなりまた大きく反動してくるんじゃないかなということも考えていかなければならないと思うので、そういうことの対策も、多少なりとも頭に置いてやっていただきたいなと思うんです。

生源寺部会長 今の点につきまして、何か役所の方からございますでしょうか。

では、こういう御発言があつということで受けとめさせていただきたいと思います。

吉田委員 お願いいたします。

生源寺部会長 そのほかいかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、当初こちらで考えておりました時間をかなりオーバーいたしまして申しわけございませんでした。また、本日は委員の皆様から貴重な御意見をお聞かせいただきまして、ありがとうございました。

本日の当部会の主な目的は、畜産物価格等をめぐる一般情勢に関する意見交換等ということでございますので、本日の議論あるいは質問等について、これを集約するということは特に行わないわけでございますが、農林水産省におかれましては、委員各位の御意見、あるいは御質問等を十分に踏まえ、今後の価格算定等の審議に最善を期していただきたいと思えます。

伊地知畜産企画課長 先ほども申し上げましたが、次回の日程につきましては、調整をした上で改めて御連絡をさせていただきたいと思っております。

なお、開催前に御質問、資料要求等がございましたら承る予定でおりますので、またよろしく願いをいたします。

生源寺部会長 それでは本日の会議はこれで終了いたします。長時間どうもありがとうございました。

午後4時21分閉会